

第一篇 方策

第一章 女子教育の本義

第一節 緒論

世の女子教育を論じ、女子教育を策し、女子教育を營むもの、多くは唯時代の風潮に漂ひ、徒に歐西の慣行を模し、歐西の亦實に幾多の違算失計に陥りつゝあるを注意せず、時代の固に既に横駛蕩流の危機に瀕しつゝあるを顧念せず、瓦を毀ちて境を畫し、株を守りて兔を待つもの比々として皆是なり、女子教育を論じ策し且營まんとする、必ず先づ女子教育の本義を審にし、然して後に立つ所あり、進む所あり、施す所あらざるべからず。

如何にして女子教育の本義を審にすべき、一言にして之を約せむか、曰はく宜く社會學の教ふる所に與り聞くべし、開いて之を擧げむか、曰はく女子の社會的地位

を明にせよ。曰はく家の重要其社會的意義を明にせよ。曰はく人口減衰の大病弊に願よ。曰はく種族保存の意義を悟れ。曰はく變的境遇の女子の運命を一瞥せよ。曰はく以上五綱の大なる社會的事態を洞觀し來りて然して後女子の社會的運命を斷定し、然して後如何にして女子を尤も有効に尤も安全に將た尤も幸福に此運命に順應すべきかを考察せよ。女子教育の本義は實に斯の如くにして究明せらるべきものとす。

第二節 女子の社會的地位

女子の社會的地位を規定する事項は之を先天後天の二類に攝す。

先天的規定は即ち女子の天分なり。女子の天分とは人間の中に在りて女子に特殊なる性命を謂ふ。女子の天分に個人的及社會的あり。個人的天分に生理的及心理的あり。

女子の生理的天分左の如し。

(一) 身體の發達に於いて女子は男子より較、早く成熟期に達し、隨うて成熟の型式

女子の天分

生理的

の較、初等に止まること。以下男女比較の語を略す

- (二) 身體の構造柔軟にして肢體の運用細緻なること。
- (三) 營養裝置の活力微弱なること。
- (四) 神經作用鋭敏にして疲勞し易きこと。
- (五) 生殖に要する生理上の犠牲の大なること。
- (六) 生殖能力の始期早く、其終期は大に早く、隨うて生殖能力の期間の短きこと。
- (七) 生殖力の喪失期即ち老年期の生活の永きこと。
- (八) 哺乳の能力を有すること。
- (九) 生殖能力期間に於いて毎月生活の一割乃至二割の期間一種の生理的變調を免れざること。

女子の心理的天分は亦生理的天分に應ず。概して智的活動に於いて發達の型式早熟にして小規模なり。記憶及想像に敏なるも推理商量に短なり。情の活動は強きも意の鞏固は甚だ發達せず。凡そ理性の協合を要し心的活動の全般の諧調を要するに於いて短所あり。斯かる要なきに於いては女子は却て男子よりも強盛なる心

心理的

的活動を呈すること罕ならず。

女子の社會的天分は宇宙現象に於ける男女兩性對立兩存の大事實と、女子の生理的及心理的天分との化成する所たり。大凡そ社會協同生活は分業協力を必須の方式とす。而して男女の社會的協同の尤も本質的なるものを兩性協力と名づく。兩性協力は三次の事功より成る。第一次は種族保存なり。第二次は稚兒鞠養なり。第三次は家庭經營なり。

女子の社會的地位に對する後天的規定の第一は女子の職業なり。蓋し社會的分業の效果として從來女子に一種固有の業務あり。凡そ女子の職業は之を二類に攝するを得べし。一は女子に固有にして女子に非ずんば能はざる業務なり。二は男女熟れにも通じて可能なる業務なり。此第二類に對する成功の大小は固より男女賦性の厚薄に隨ふ。而して女子の天分は概して此に向うて不利益なる成績を致すが故に、第二類の職業が女子に男子に對する社會的地位の平等を與ふる所以に非ざれば明なり。第一類は社會が必ず女子に須つ所の事功にして、其完全なる實現こそ實に女子の地位の上進を致す所以なれ。而して是は女子の天分殊に社會的天分の

效果にして、家が社會の單位たると共に恆久に女子の地位の安固を保障す。

後天的規定の第二は財産なり。女子の財産所有は過去未開の社會に於いて之を認めざることあるも、開明の社會は皆之を認む。女子の更に妻たるに於いて若干の制限を受くることあり。制限の主體は夫といふ個人より家といふ社會たるに進む。女子の財産所有は女子の職業の就中第二類に於ける擴行より其實現の機を大にし、幾分女子の地位の上進を促すに與かる。

以上二綱五目の規定は社會體制之を總括して男女の社會的地位關係の直接規定となる。女子を家の外に出だして其薄弱なる賦性を以て其長せざる業務に於いて大社會場裏に男子と角逐せしむるは適、以て女子の敗北を速き、墮落を促す。所以とす。凡そ女子は生存上の敗亡者となるの危險に瀕すること尠きも、こは道德上の墮落者となるの高價を拂うて買はるゝもの、殊に女子の性能の開展の不充分なるに於いて女子の開放あるや、弊必ず是に至る。是れ古來の史迹の明證する所なり。凡そ女子の地位の上進は必ず女子の特長の發揮に須つ。是は必ず家に於いて若くは家に關して行はざるべからず。女子の地位の上進の極限は男女の社會的地位

の平等に至る。

以上の衆規定を以て成る所の男女の社會的地位關係は平等にして同一に非ず、其同一を期するは女子と男子と共に存在の理由を失ひ、共に地位の失墜を致し、社會の崩解に了る。男女の社會的地位の歸著は相同平等に非ずして相當平等なり。

(備考)ミル等は哲學的に本問題を論じ、「信仰主義の表明」などの脅し文句を並べて男女同等論を掲げたり、「エリス」は男女の賦性天分を研究して較、懷疑的態度に出で、次いで「ルウルベエ」「ルンゲ」「プロツスバアテルス」「テエヒ」等著々女子の天分に關する科學的研究を遂げ、之を基礎として婦女問題の解決に向ふ。哲學的同等説の敗れて科學的平等説の成立を告ぐべきは歐西にても疑ふ可からざる傾向なり。

第三節 家

女子の社會的地位を明にするは女子教育の本義を審にする所以の骨子なるが、前節の説述尙未だ論じて詳ならざる所あり、乃ち先づ家の重要及其女子教育の本

義との關係を一層詳明にせむとす。

家は一の自然社會なるが、高等の發達を遂げたる人意社會殊に國に於ける家の地位は社會單位の問題俗に所謂家族と社會との關係の問題を成す。

社會の單位は家にして個人に非ず、是れ發達せる社會の一切に通ず、若し或は其適切ならざるが如きあるか、是れ其社會發達の不充分若くは其社會成立の不完全に坐するもの、夫の社會の進むに隨ひ家廢れて個人興るといふは僻説のみ。

右の斷定の基礎を成す事實凡そ六あり、左の如し。

第一、世代繼續は家の職能として恆存す。

世代繼續の能力なき種族は漸滅す、斯かる種族より成立する社會は好し其存立の繼續するあるも、社會成分たる衆個人の間に時代を貫通する自然關係の繋繩を缺くを以て、其存立の頗る薄弱なるを免れず、而して世代繼續の自然的基礎は生殖にして、其行はるゝるや家に於いては、發達せる世代繼續は必ず發達せる體制に於いて存する家に於いてせざるべからず、是れ世代繼續に對する敬虔の念、神聖觀の要求にして併せて亦その深厚を致す所以なり、社會の發達に隨ひ家は益、世代繼續

の職能の爲に重要を増す。

第二、稚兒鞠養は家の職能として恆存す。

稚兒鞠養は家に於いて行はるゝを尤も完全とす。文明社會は家を有せざる不幸なる孤兒の鞠養の爲に特殊の機關を供設するも是れ社會害惡の救濟事業にして理想的社會改善事業に非ず。即ち所謂文明の缺陷に對する補修に過ぎざるなり。社會が發達して其美名に値するに至らむか、爲に稚兒鞠養の點より亦益、家の重要を増す。

第三、教化單位として家の重要は恆存す。

世運の進むに隨ひ、家は歴史あり制度あり社會性ある儼然たる一の小社會にして、其教化機能は實に大なり。族員殊に幼稚者に對する教化の本據は毎に家に在り。學校若くは世間の教化に接するに先だちて素に繪するは實に家に在り。家の教化は最も本始的基礎的而して集約的なり。成人せる族員と雖も其相互の教化的効果は世間の教化の到底企て及ばざる所の者あり。教化の本據として家の重要は社會の發達に隨うて増大す。

第四、經濟單位として家の職能は恆存す。

衆家の間若くは家と國との間若くは世界との間にも經濟生活關係は次第に開展するも、爲に經濟單位としての家の機能に何の減損なきのみならず、國家經濟社會、世界經濟社會の規模の大となるに隨ひ、又經濟問題が生産以外分配及消費を重視するの進むに隨ひ、經濟單位としての家の重要は愈、進む。

第五、男女の分業協力は家の發達に於いて完全す。

社會事功は分業協力を條件とし、分業協力の尤も不可避且切要なるは天賦の資性の差等に因り、而して斯かる差等の尤も彰明且牢固なるは實に兩性の差別に存す。是れ原始社會以來兩性間の分業の夙に著く起れる所以なり。世運の發達するや心的能力の幾分は之を近接せしめ得るも、大體賦性の差別及之に本づける分業的差別は愈、益、發達を要す。而して此男女の分業協力の最要機關は家なり。乃ち社會の發達は此點よりも亦恆久に家の存立發達を要求す。

第六、家は社會進化の一大事功として事實的に社會體制に存立す。社會進化の長き歷程を精觀するに家の發生發達が社會體制の發展に對して至

重至大なる一事功なりしを觀得せざるを得ず、實に野蠻草昧を轉じて開明社會と成すの第一轉歩は家の發生次いで其發達に在り、家は自然社會の第二段にして又秩序的社會開展の第一節たり、若し家を滅却せむか文明社會も亦忽焉として數萬年の太古草昧野蠻の原始狀態に復すべきなり、且夫れ社會の發達上重要にして好ましき事項たりとも從來未だ會て存立せざりしものを新に社會に附加せむとするならば其の成否は測られざるべきも、家は斯く社會進化の一大事功として社會の發生發達に不可離の關係に於いて現實に存立す、乃ち社會より家を引き離し滅却せむとするの却て甚だ不自然なることを知るべし、斯くて家は恆久に社會の單位として其の存立を繼續し、其發達を遂ぐべきものなり。

家は社會の單位なり、發達せる社會は家なしに成立及發達を遂げ難く、此必要は社會の發達と共に加はり、而して家の發達は社會の發達を促進す、社會の成分たる個人は社會の發達するに隨うて愈、發達せる完全なる家の一員たるを要するに進む、家は社會の單位なり、成員なり、個人は家の成員にして社會の成分なり。

(備考歐西に在りて「コムト」ルブレイ「クウランジ」等は家單位説を執れり、個人

單位説は社會主義に至らずんば止まざるものなり。

斯の如く家が社會の單位たる所以の基礎的事實を歴觀し來れば家の女子に須を所以の者實に至重至大なるを察すべく、家の發達愈、完全にして女子の地位は益、安固となり、社會の存立及發達愈、完全なり、社會の發達人間性能の開展と共に業務の種類は増し、各個の業務に役する活力を節減して之を新なる業務に役するを得るに於いて女子亦漸く家の外に業務に従ふを得るに至るべきも、爲に業務の本末主客を轉すべきものに非ず、女子の主なる業務は恆久の家の内に存し、其他は餘力を以て此に當るものに過ぎず、要するに女子は社會の單位を固め、男子は社會を完うす、社會に寄與するや女子は家を通じて間接に之を成し、男子は直接に之を成す、女子は分子以内なる化學的任務に服し、男子は分子以外なる物理的任務を取るに於いて社會人生の進歩尤も期すべし。

第四節 人口減衰

人口減衰詳に之をいへば人口自然減衰とは人口率の漸次減退して遂に負量を

致すの傾向若くは致せるの事實をいふ、人口減衰は米國、佛國及世界に於ける「アン
グロサクソン」の衆社會及所謂文明諸國の大都會に在りて近時益々顯著を加へつゝ、
ある社會的病弊なり。

(備考)西紀千七百年に在りて佛國の人口二千萬、獨塊は二千二百萬、露西亞は
一千二百萬、以太利は一千萬、西班牙、葡萄牙は八百萬、英國も亦八百萬、土耳其
希臘は六百萬、波蘭も亦六百萬、和蘭、白耳義地方は四百萬、瑞典及芬蘭も、匈牙
利も亦各四百萬、丁抹那威は三百萬を數ふ、佛國を超えて唯一の獨塊ありと
雖も、ハブスブルグ皇家の勢威施いて北獨逸の王公に及ばず、事實幾多小邦
の分立を看たるもの、乃ち當時佛國の歐洲に於ける獨り其政治經濟の實力
と其文明の進歩とに於いてのみならず、其人口に於いて既に已に争ふべか
らざる最大最強の雄國たりしなり。
而して僅に二百十三年を隔てたる今日は將た如何の狀ぞ、佛國が未だ完く
二倍せざる間に在りては、露西亞は十倍し、英國は六倍し、匈牙利は五倍し、獨
塊は四倍し、以太利は四倍し、土耳其希臘は分合を閱し來たるも人口は則ち

四倍し、波蘭は分割を経たるも四倍し、和蘭、白耳義地方は三倍し、僅に丁抹那
威の二倍して未だ完からず、瑞典、芬蘭の漸く二倍せるに於いて其匹儔を看
るのみ。

一九〇九年四月一日より同九月三十日に至る六ヶ月間に於いて佛國人口
の減少は實に二八二〇三人なり、一九一一年一月一日より同十二月三十日
に至る一ヶ年間に於ける減少は實に三六八四八人なり。

北米合衆國の人口は其増加率の高きに於いて列國に冠たりと稱す、而も是
れ全然移民に因るもの、土著人口の自然増加は之を佛國に比するも實に
言ふに足らず、人口總數の約七分一を占むる自由黑人に於ける百分一・三の
自然増加と歐洲各國よりする百分二・六の來住移民とに由りて僅に百分二・
四の増加率を保持するのみ。

濠太刺利亞の土地其既懇を以てするも優に現在人口の十倍を容るゝに足
る、而して人口減衰は既に顯著なる事實として現れ來り、過去十五年の成績
を以て將來を推せば、今より二十五年の後には濠洲の人口は減少衰滅に向

ふべし。

右の如き社會的病弊に對し、佛國は一九〇一年、濠洲は一九〇五年以來委員を設けて此病弊を研究せるも、其社會組織の根本に固著せる病根は却て當該社會の悟る所となり難く亦抜き難きものありて、其結果未だ甚だ要領を得るに至らず。

大凡そ人口の増殖其極限に達するや、社會の興隆勢亦挫く。人口減衰は實に近時の尤も恐るべき社會的病患なり。

原因

人口減衰は凡そ四類の原因の夾襍せる結果なり。

第一類 生理的原因

(一) 各種の避妊法の實行及其種類の進展

(二) 飲酒の増進

(三) 惡習殊に性慾關係に於ける惡習の盛行

(四) 夜深かしの惡俗の増進

第二類 經濟的原因

(五) 奢侈の増進は生理上の害毒を伴ひ、此害毒は人口減衰の原因となり易き方面に多く存す。

(六) 經濟的慾望の増進より物慾に煩悶する精神状態

(七) 過儉より來る營養不良等の状態

第三類 心理的原因

(八) 文明生活に於ける心理的刺戟の大と頻數との増進

(九) 政治的革命若くは事變の送迎に忙はしきこと

第四類 社會的原因

(十) 其國の首府大都會を外國人の遊び處とするより來る道德生活の低下

(十一) 勞働忌避の消極經濟の流行、所謂仕舞うた屋經濟

(十二) 相續法に於ける不利益

(十三) 夫婦の結合及其間の敬愛の外面的虚術的なること

之を要するに人口減衰の原因は家の不發達若くは衰廢及男女の社會的地位關係の其處を得ざるに坐し、而して之が爲には女子教育の其方途を失せるは與りて

大に力ありとす。

四九四

(備考)今女子教育殊に歐米に於ける女子教育並に歐米流の女子教育の實際的效果にして人口減衰の原因たるに親密なる關係を有する諸點を擧ぐれば左の如し。暫く斯かる女子教育を呼びて現代式女子教育と謂ふこといなす。

- (一) 現代式女子教育は各種の避妊法の實行及其種類の進展を促すの傾向あり。
- (二) 現代式女子教育は女子の性慾關係に於ける惡習を増進す。
- (三) 現代式女子教育は幾分女子の夜深かしの惡俗を増進す。
- (四) 現代式女子教育は文明生活に於ける心理的刺戟の大と頻數との増進をして必至の範圍を超え極めて猛烈に女子を攻撃せしめ、女子の出産力を減耗すること甚だ著大なり。
- (五) 現代式女子教育は殆ど毎に大都會に於いて行はれ、所謂最高女子教育に至りては首府に行はるゝこと其常にして、首府が内外人の遊び處たるよりに來る惡風汚俗に女子の染汚するの機會頗る大なり。

(三) 現代式女子教育は女子の性格に一種の効果を與へて夫婦結合及其間の敬愛の外面的虚術的なるを助長す。

白色米人の人口は之を佛國に比するも尙且減衰の太甚だしきものあり、歐洲國民の米國に移住するや出産力は著しく減衰す。是故に「テオドル、ロオズヴェルト」氏は夙に米國の此國民的社會的大病患を大呼して「種族的自殺」と名づけ、以て同國民を警覺せむと力めつゝあり。濠州人口減衰調査會の報告として同會幹事「ビイル」氏の著述せるものを、最近一百年間尤も有用の書として一昨年四月八日の「アウトLOOK」誌上に世間に紹介しつゝあり。以て氏が如何に時弊を痛切に觀じつゝあるかを見るべし。

米國女子教育の盛大を誇稱し婦人の地位の高きを頌揚するもの此著大なる事實を知らず、貌に看過するを容さず。我國人も取り々に艶稱する「プリン、オモル」女子大學校にては二十六人の一學級、婚姻せるもの十人、十有四年にして唯一人の小兒を擧げたるの實例もあり。眞に經世憂國の士は頽老「エリオット」氏の圭角なき陳疏の膚淺なるに鑒み、卓識「ロオズヴェルト」氏の警告

の偶然ならざるを想ひ、三たび思を此に致すなかるべからず。

四九六

第五節 種族保存

種族保存の動機は一切の存立する種族に普遍なり。是れ此動機なき種族は夙に滅亡して存立を繼續する能はざればなり。

然れども種族保存の動機は時に消長あるを免れず、其進長せるは種族發展の勢運を豫告するものにして、其消耗せるは種族の滅亡に向ひつゝあるを證言するものなり。

種族保存
諸に關する
説

(備考)種族保存に關する異説を吟味するときは益、種族保存の社會的意義を了得すべし。

第一、獨斷説。謂へらく種族の保存は何等實地の要あるに非ず、全く一の獨斷教に過ぎずと、是は近時歐西若干の社會に就いて短期間の觀察を試みて種族保存の漸く輕視せらるゝが如き傾向あるより推斷せるものにして、此輕視に伴うて歐米社會の基礎の漸く動搖しつゝあるは却て尤も種族保存

尊重觀を證右する所の事實たるなり。

第二、自我慾望説。謂へらく種族保存は個人的自我的動機に屬し、唯自我慾望の一二を満足せむが爲にする動機の一效果に過ぎずと、是れ原始蠻民の生活には適當すべきも、以て開明人の自覺的生活、開明社會の理想的經營には應用すべきに非ざるなり。

第三、個人目的説。謂へらく種族の保存は老後の生活、財産の處分等個人の深謀遠慮の結果にして、社會とは沒交渉なりと、是れ個人的目的のみを見て社會的目的を見ざるもの、自個眼界の狹窄を自白するのみ、種族保存の社會的意義の批評たるの價値なきものとす。

種族保存の社會的意義の重要斯の如くそれ明なり、此重要なる任務を全うするの尤も重大にしてまた光榮なる女子の職責に屬するは是れ實理的道德の規範的理法たり。

第六節 變的女子教育

凡そ事實に常あり、變あり、女子にして家に居るは常なり、世に出ずるは變なり。蓋し從來社會人文の進歩は一に人人の遠慮を増し、二に一夫一婦制に對する歸向を強うし、三に配遇選擇は次第に本能的感性的より理性的となり、茲に婚姻成立の機會は漸く幾分匱乏するに至る。近時女子の變的境遇は必然の勢に於いて亦幾分の増進を示す。

是に於いて女子教育制度は當然二部に分るゝなかるべからず、常的なるは普通女子教育、變的なるは特別女子教育なり。特別女子教育は常的の地位に身を處するを得ざる女子の爲に職業の素養を供するものにして其程度には種種あり。

常的及變的の女子教育に附隨して一考すべきは男女共學の問題なり。こは各社會の風俗もあり概論すべきに非ざるも變的の女子教育に於いて男女共學の弊は常的の女子教育に於けるに比しては案外輕少なり。隨うて其利として擧げらるゝ所も亦輕小となるは免るべからず。是れ斯かる女子學生は既に尋常女子の性格好尚を幾分か離れて、幾分異性的嬌美を缺乏するを常とすればなり。之を要するに問題の重要は變的の女子教育に於いて大に減ず。

(備考)下篇第九章に男女共學問題の實際を詳述す。

第七節 結論

上來縷述し來れる所によりて女子教育の本義は明白なるべし。今之を要約すれば左の如し。

- (一) 女子教育は社會の存立及發達を以て根本要義とせざるべからず。
- (二) 女子が社會の存立及發達に與かるべき必要不可避の天職は家の存立及發達を通じて此根本要義を完成するに在り。
- (三) 女子の境遇の常變あるに隨うて女子教育に亦特別教育即ち職業教育なかるべからず。

之を女子教育の本義と爲す。其詳なるは既に前六節を累ねて縷説せる所によりて明なり。今之を基礎として次章女子教育策の樹立に進むべし。

第二章 女子教育策

第一節 女子教育制の體系

女子教育は男子教育と同様の長年期に亙るべきものにあらず。此事第一章女子教育の本質を評論せる所に據りて明白なり。

男子教育に在りては其目的直に世間に出で、業務に従事するの材幹能力を具足する人格を養成するに在るも、女子教育に在りて此の如きは實に特殊の女子に限りて施さるべき教育たり。女子教育の常徑は實に家に在りて女子の社會的本分を全うし本務を竭すに堪ふる性能の完美を致すを期するに在り。

國に一般階級と中流階級とあるは是れ今日進める國社會の常狀なり。既に此兩階級ある以上女子教育も亦一般階級の女子として其本分本務を完うするの教育と、中流階級の女子として其本分本務を完うするの教育との兩階級を具へざるべからず。

一般階級の女子をして其本分本務を完うせしむるを目的とする教育は女子の

常徑

國民教育なり。中流階級の女子をして其本分本務を完うせしむるを目的とする教育は女子の高等教育なり。

傍徑

其階級の如何を問はず特殊の境遇特殊の能不能ある女子に授くるに職業の智能を以てし、各其處を得其堵に安んじ野に怨婦なく國に棄材なからしむるを期する所の教育は即ち是れ女子の職業教育なり。而して是れ女子教育の傍徑なり。凡そ國の經營すべき女子教育の制度は右の三類即ち國民教育、高等教育、及職業教育より成るものたらざるべからず。

(備考)國民教育或は呼びて初等教育といふも太不可なし。

中流階級は高等階級をも含めて之を謂ふ。故に之を上等階級といふも不可なきに似たれども暫く社會の中堅たるの意味に於いて之を中流階級と呼ぶ。這般の階級分化なからむを期するの社會全く之なきに非ざるも、少くとも現在及近き將來の我日本の社會には此兩階級の儼乎として實在するは明白にして且斯の如きが我國社會活力の旺盛の爲に寧ろ多くの利便を有するは社會學上の眞理なり。本文故に此兩階級の存立を認めたる上に方策

の案定を成せり。

中流階級に應ずる女子教育は之を女子中等教育と呼ぶこと妥當なるに似たれども、女子教育の常徑は此種の教育に究極し是より一層高きものあるなり。乃ち之を呼ぶに中等教育を以てするは或は女子の職業教育を以て暗に之を高等教育に擬し、之を中流階級の常徑的女子教育の上に置くの疑似を惹くの弊なしとせず。是れ中流階級に應ずる女子教育を呼びて女子高等教育と謂ふ所以なり。

國民教育

國民教育は男女に通じ一般國民の最小限とすべき基礎的性能を陶冶し必須的智能を啓發する所以の教育なり。故に同じく一般階級に屬するものと雖も各人其居る所の境地に適切なる特殊なる實用的智能は必ずしも國民教育の周く到り得る所に在らず。是に於いて女子國民教育に附して女子初等補習教育の要あり。

高等教育

女子の高等教育は中流階級に屬する女子の最小限とすべき基礎的性能を陶冶し必須的智能を啓發する所以の教育なり。故に中流階級各人其居る所立つ所の境地の如何に應じて若干の特殊的智能の補習鍛鍊を成さむは往々望ましき事に屬

す。是に於いて女子高等教育に附して女子高等補習教育あり。

女子國民教育及各科の女子初等補習教育、女子高等教育及各科の女子高等補習教育、此兩種を以て女子教育の常徑乃ち全し。

特殊なる女子教育の對象たる女子の職業は大體四類に分る。教授業其一なり、醫藥業其二なり、技藝業其三なり、事務業其四なり、其餘法政軍事工業の如きは或は女子の天分に適せず或は其要あることなし。故に之を舉げず、四類又更に細目あり而して女子教育の傍徑乃ち全し。

第二節 女子國民教育

第一款 女子の小學教育

國民教育の場は主として小學校に存し、國民教育の主部は實に小學教育に在り、小學教育は男女に在りて甚だ多く異なる所あるを要せず。隨うて特に女子の小學教育として多く舉げ言ふべきものなしと雖も、今一般に小學教育について特に注意を要すべき要項を列舉し以て女子小學教育の更進上進に資するは切要の事

とす。

第一、科目の統整。

一般に我國及宇内列國今日の學制は殊に所謂普通教育に在りて科目の分化其太甚しきに過ぐるの弊あり。是れ第十九世紀の文明隨うて其學問に至るまで分科的發達を遂げたるより來れる長所に伴ふ所の大なる短所の發現にして、社會の順當なる發達の爲に今や瞿然として警省するを要する所に屬す。今暫く小學教育に於ける科目の統整を試み其要點を舉げむか、大略左の如くなるを要す。

- (一) 讀書 此科目は實質的方面と形式的方面との二面を有す。
- (甲) 實質的方面 修身、社會、日常の事實、地誌、史傳を包含して成る。
- (乙) 形式的方面 讀み方、書き方、綴り方より成る。

讀書科目は其實質に於いて從來の修身、讀本、地理、歴史の數科目より來るべき智識を包含せるものたるべく、其形式的方面と合せて統整的に授けらるゝを要す。少くとも毎日一回以上之を課すること必要なり、大概少くとも毎日二時間を此に課するを得べし。

(二) 計算 各種の計算術を包有す、小學教育に於いては算術及簡易なる幾何測量の實用問題に及ぶを以て足れりとす、少くとも毎日一回之を課すると必要なり。

(三) 理科 自然現象の知識を與へ其簡易なる應用に及ぶ、小學教育總年限の後半期に於いて少くとも毎日一回之を課すること必要なり。

(四) 術科 體操、唱歌、手藝、手工を包有す、就中手工は男生に、手藝は女子に特課す、手藝の主部は裁縫なり、手藝を課せらるゝ女生には體操の半部若くは全部の時間を割き之を轉じて手藝の時間に加へ充つることを得、少くとも毎日一回之を課すること必要なり。

(備考) 修身の訓育が教課の全體に互りて周流徹底せざるべからざるは言を須たす、讀書の實質に於ける修身は是れ修身の知識的方面なり、社會日常の事實は家の生活より進みて國の生活に及び一般人間事象に互るべく、上級に至りては公民科の切實簡易なる事實に互りて授けらるべきは勿論とす。

理科は實驗標本による所の授業の必要甚だ大なるに於いて主として言語文章に由りて授けらるべき修身以下の各目と異なり、是れ其特に一科目を成す所以なり。

破瓜期に近づける以上の女生には全く體操を課せざるを可とするに似たり、其年配の男生には兵式體操を課するを適切とすべし。

凡そ科目の細分に過ぎ一週僅に二回若くは一回の週期的經驗に過ぎざるが如きあるは是れ兒童の心力を過勞し而も其注意の凝集を妨げ其藝業を膚淺にし又其徳性を輕浮にする所以なり、科目の統整は實に國民教育上一日を紓うすべからざる喫緊要事に屬す。

第二、學齡の繰上。

我國の現制學齡は滿六歳より始まる、然るに小學兒童の入學期は毎年一回之あるのみ、二期制を實施するものは全國二十校に充たず、故に平均我國小學兒童の就學年齡は六歳六ヶ月に始まるの事實あり、蓋し當局者亦其眞意實に此の如きを期せるものに非ざるべく、想ふに其一時の誤算に出でたるものならむ、我國既に義務

教育年限延長の實施あり、亦中等及専門教育に向うて年限短縮の希望の聲も聞ゆるあるに際して、一般に幾分早熟の傾向の著明なる我國民をして六歳六ヶ月に至るまで學に就かざらしむるは不經濟の極といふべし。

今學齡を繰上げて五歳六ヶ月に始まるものとするときは茲に平均就學年齡の滿六歳となるを致す。是れ速に斷じて實施せらるるを要する一要件なり。

(備考)歐洲の極北の人民の頗る晩熟なる芬蘭、瑞典、那威、丁抹諸國に於けるも學齡は六歳に始まり而も其實行の嚴勵我國の如くならず、瑞西の某カントンに於いて特に七歳に始まるの外列國の内尤も學齡の晩きは實に我國を推す亦、鑒るあるに足らむ。

百二十萬の兒童國に竭すに各半歳の壽を加ふるに於いて我社會年々の贏得實に六十萬年に達す。

修業年限

第三、修業年限

我國の現制小學教育は六ヶ年を最小限とす。小學教育の修業年限を定むるは左の三項に顧慮するを要す。

- (一) 小學教育の實地效力の完否。
- (二) 一般階級の子女の生産的生活を妨障する有無多少。
- (三) 諸外國の小學教育效力の程度及其修學年限。

從來實行の我小學教育は(一)教員員數及品質の不十分、殊に(二)科目の支離より其功率の著しく低かりしは疑ふべからず、右二種の原由の中(二)は直に之を改良すべく、(一)も亦漸を以て上進を致すべく、乃ち其完全ならむ曉には六ヶ年を以てするも小學教育の效力は頗る實地に適切なるものあるを期すべしとす。

女子平均滿十二歳に達するときは一方には間接に子守として生産業を手傳ふべく、他方には直接に農工商の實地勞動者として生産的生活に入るべし、凡そ子女の勞動に従事するの習慣は其體質の發達の許す限り成るべく夙く之を養成するを適當とす。平均滿十二歳は我國一般階級の女子に取りて勞動従事のために決して夙きに失する年配に非ざるなり。

歐米各國の實例小學教育は露西亞を除き他の文明諸國は六ヶ年を最短とし、其最長は九ヶ年に及ぶと雖も、我は教育の功率を高むるに注意して上二項の必要と

する程度に於いて功率の極大に達するを期すべきなり。

各地の情況各人の身境に對して適切なる小學教育以上の教育は須らく之を補習教育に於いて授くるを期すべきなり。此方策を以てするときは子女の勞働を害するなく、勞働の良習慣を害ふことなく而も各人各個に尤も適切なる教育を施すを得べきなり。

第二款 女子初等補習教育

義務教育たる小學教育を終了せるもの、爲に各人各個更に實生活の必要に應せむが爲に學習の機會と便宜とを供設するもの之を初等補習教育とす。
女子初等補習教育の要項左の如し。

意圖制

第一、隨意制。

女子初等補習教育は義務制たるべからず、土地の情況より判斷して必ず其急要あるべき供設ありて而も入學者の乏しきは是れ其授業の未熟不完實用に堪へざるの明徴なり、初等補習教育は必ず隨意制に於いて而も其實用的價値の爲に子女

科目の供

の翕然として其學習に向ふの風あるが如きものならざるべからず。

第二、科目の供設。

科目は土地の情況により緩急輕重に應じて供設するあるを要す、女子初等補習教育の供設すべき科目は左の如し。

(第一類) 讀書 算術。

(第二類) 裁縫 機織 蠶業 看護 料理。

(第三類) 英語 タイプライター 簿記。

(第四類) 刺繡 造花 作法(茶花) 音樂。

右の第一類は小學教育を更に復習し若くは前進するもの、第二類は郡村町市の別なく實地に必要なる事項、第三類は主として都會地の特殊なる女子に必要な事項、第四類は女子の修養的科目を含むものとす、固より各地は其必要に應じて右の各類各科目を適宜に選定して供設すべきものなり。

校舍及設

第三、校舍及設備。

校舍は必ず小學校の校舍を供用すべし、設備亦然り、小學教育に於ける二部制を

授業時日

以てする校舎及設備の利用よりも、一部は小學教育に於いて他の一部は補習教育に於いてする二部制は遙に合理的にして又經濟的なり、是れ甚だ注意に値すべし。

第四、授業時日。

授業は小學教育の放課後に於いて土地の情況によるべきも、概して夜間即午後六時半より九時半までの間に於いて、一時半を一單位とし、各科目は一週一回乃至四回とし、兼修を許すの制を取ること尤も適當なるべし。日曜の午前八時半より十一時半までの時間も亦之を利用するを妨げず。但しこは大抵都會に限るべし。

教員

第五、教員。

教員は小學教員をして之を兼ねしむるを原則とす。但し過勞に至らざるやう注意するを要す。勿論若干の手當を之に支給するものとす。

修業

第六、修業。

卒業は別に一定の期限を設けざるも半ヶ年を一學期とし半途入退學を許さざるを原則とし、科目によりては數學期繼續在學を獎勵するを要す。試験を以て成績を考査し及勉學を獎勵する等適宜其方策を執るべし。授業料を徴收する場合は其

極めて輕少なるを要し、獎勵の爲に學期間之を免除するの特典をも設くべし。

第三節 女子高等教育

第一款 女子高等教育の正科

緒言

「男子教育に在りて其究竟は公益を廣め世務を開くに在るを以て、進める國家社會に在りて男子の高等教育の大學教育に歸結せざるべからざるは論を待たず。隨うて直に國民教育に接して男子高等教育との中間に位する男子教育は男子中等教育ならざるべからざるや亦論を待たずと雖も、女子に在りては家に在りて女子の社會的本分を全うし本務を竭すに堪ふる性能の完美を致すこと、是れ其高等教育の本義なるを以て、國民教育に直に接續する女子教育は乃ち女子高等教育ならざるを得ず。

女子高等教育の學校を高等女學校と名づく。

第一項 原則

第一原則

女子の高等教育を受くるの年齢は恰も満十二歳以上満十七歳に迫り、生理上體質上の大なる變化に遭遇するの時期に際するを以て、其修學課程は苟くも過重に失することあるべからず、女子高等教育の課程の苛重なるが爲に教育を受けたる女子の出産力を減衰し、若くは體質の甚だ強健ならざる女子をして女子高等教育を受くるの機会を逸失せしむるあるが如き、是れ兩ながら教育の本旨を失却して國運發展の機關を傷害するものとす。課程の過重を避くるは是れ女子高等教育の第一原則なり。

(備考)我現制高等女學校に在りては毎週二十八時間、實科高等女學校に在りては三十四時間乃至三十六時間を課するを原則とす。時間の多少必ずしも課程の輕重の唯一の要素にあらざるも、家情の許す範圍に於ける一切の就學女子の安易を以て修學し得る最低限としては亦頗る過重の譏を免れざ

課程の過重を避くること

るべし。

第二原則

個人に心身賦性の厚薄あり、其薄くして弱きものは法規所定の最小限を履修するに止むるに於いて毫も修學の機会を逸するの虞なく、其較、厚くして強きものは餘力を以て補修科目を兼修すべし、是に於いて教育の效果一般に逼り、賦性の厚薄決して機會の均等を害することなきを得べし、餘力を以てする正科以外の科目の兼修、是れ女子高等教育の第二原則なり。

第三原則

女子の高等教育は家を理むるに堪能なる資質を養成するに在り、家事の尤も適切にして四六時中離るべからざる關係に於ける演習室は家庭實に此を供す。女子の高等教育は斷じて學校本位なるを容れずして實に學校家庭本位ならざるべからず、乃ち被教育者たる女子の精力の全幅を單に學校に向ふて傾倒するを強ふるが如き學制は尤も慎みて之を避けざる可からず、是に於いて學校萬能主義を排して學校家庭協同主義に據らざるべからず、是れ女子高等教育の第三原則なり。

補修科目の兼修

學校家庭協同主義

以上三個の大なる原則に本づき最も僅少の時間を以て最も多大なる効果を收め得むが爲には第一に科目の加廢を行はざるべからず。第二に科目の統整を行はざるべからず。

第二項 科目の加廢

修身

(以)修身。女子の高等教育に於ける修身の切要なるは論を待たず。此科目は固より廢すべからず。但し廢すべからずといふは統整の餘地なしといふとは固より別事に屬す。

國語

(呂)國語。此科目の切要は亦勿論なり。但し國語と稱する科目及其内容を以て満足すべしやは自ら別事たり。

外國語

(波)外國語。女子高等教育の本義より判じて其正科に外國語の必要ならざるは多言を要せざるべし。況や其實際に於いて毎週三時間四ヶ年若くは五ヶ年の修學(我現)は殆ど何等の實用をも成すに堪へざるをや。外國語は宜しく正科に於いて廢止せらるべきものとす。

歴史地理

(備考)歐洲列國に於いて歐人の佛語に於ける、佛人の獨語英語に於けると我國の所謂外國語即英語に於けるとは意味の大に相異なるに注意するを要す。此差違は即ち學習の困難、實用機會の貧少、價値の匱乏の原由なり。

(仁)歴史及地理。國民教育に於いて歴史及地理の主要の知識を獲得せる以上、更に世界の大勢を髣髴するに足るの歴史及地理の知識を蘊蓄するは女子高等教育の爲に極めて切要なり。思想に於ける誤謬、操持に於ける潛濫は多く世界の大勢を疎外し若くは誤解するより來る。男子に於いて然り、女子に於いて亦然り。是れ尤も思はざるべからず。

(備考)輓近所謂危險思想、所謂新思想、所謂利那主義、所謂個人主義、所謂主義主義。所謂新しき女の如き之を匡救するは實に世界に於ける我社會及自個の地位を正當に感得了會するに頼らざる可からず。爲政者の尤も三たび思を致すべき所とす。

(保)數學。女子の短所殊に我國人の短所の主要なる一は其數理的思索の闕缺に在り。我國人の數字に於けるや一種矛盾の快感を以て此に對すること恰も白晝怪

數學

理科

談を聞くに於ける矛盾の快感に異ならず、眞個に偉大なる國民の母たるべき女子は數理的思索の能力の涵養を懈るべきにあらず。

圖畫

(邊)理科 宇宙萬象と親密なる融通了會を存するは道德上には主樂主義、利那主義、個人主義より遠ざからしめ、知能上には萬物化成の理に接して利用厚生の事に近づかしむる所以なり。理科の女子高等教育に切要なる所以實に茲に存す。

家事

(止)圖畫 圖畫は之有るは無きに優ること明なるも、個人の長短より觀察するに學校に於ける圖畫科によりて修養すべき美育技藝的訓練の如き未だ其科を経ずして夙く十二分の造詣を有する女子其例に乏しからず、之を女子高等教育の正科に數ふるには其價值充分なりと謂ふ可からず。

裁縫

(知)家事 家を理むるの任務に服するものに家事科の切要なる固より多言を要せず。

(里)裁縫 裁縫は家婦として之を知るの利便寧ろ切要は言を待たざれども、學校に於いて學ぶを便とするや否やは頗る問題とするの餘地なしとせず、且其實際に於いて毎週四時間四ヶ年若くは五ヶ年の實行(我高等女學校の現行制)は殆ど何等觀るべきの

音樂

造詣を致さざるべきをや、上掲第三原則の適用を以て裁縫科亦幾分之を家庭に譲り、女子高等教育の正科には之を廢止すべきものとす。

體操

(奴)音樂 音樂は我邦人性情の一短所に觸著す、音樂は亦家庭に於いて之を修むるを便とせず、是れ宜しく正科に存すべきものとす。

實業

(流)體操 曩に女子國民教育の上級に就いて論せると同様以上の主旨に於いて體操科は之を廢す。

心理

(遠)實業 是の如きは固より第三原則の適用を以て之を正科に存するの必要なきものとす。
(備考)我現制高等女學校には之なきも、實科高等女學校に之あるを以て茲に之を擧ぐ。

法制經濟

(和)心理 家を理むるもの、參考學科としては未熟なる教育學よりも若干心理學の知識を有するを切要とす、是れ宜しく加ふべきものに屬す。
(加)法制經濟 兒子を養育し家を理むるもの法制經濟の大要に通せざるは大なる弱點たり、是れ亦宜しく加ふべきものに屬す。

(與)社會學。國に於ける我家、我家に於ける自個及族員、國と世界との關係、是等の問題に關して合理明確なる信念を有するは萬般行爲の本源なり。社會學は女子高等教育に於いて斷じて缺くべからざる科目の隨一なりとす。

以上科目の加廢に關して條述せる所之を總束すれば左の如し。
女子高等教育正科に於いて、

(甲)廢すべき科目。

外國語 圖畫 裁縫 體操 實業。

(乙)存すべき科目。

修身 國語 歴史 地理 數學 理科 家事 音樂。

(丙)加ふべき科目。

心理 法制經濟 社會學。

第三項 科目の統整

女子の高等教育正科に於ける修身乃至社會學の十一科目は固より幾多統整の

餘地を存す。今之を吟味すれば之を六科目に約するを得。

(一)修身。修身齊家の道、社會學及法制經濟の要諦を授け處世の根柢を鞏うせしむ。

(二)國學。國語及廣義に於ける國文即國化せる漢文を授け、且祖國の史傳に通じ以て國體の精華を體得せしむるを期す。又國字の書寫を學ばしむ。

(三)社會誌。内外の地誌、列國社會生活の現在及其來歴を知らしめ、列國の大勢より事實的に祖國の地位を覺り、任務を審にせしむるを期す。

(四)數理。算術、初等幾何、初等代數、三角法の範圍に於て數の觀念を鍊り、化學、物理、天文、生物及人類の進化等の自然現象を説明し、且數理を應用して彼此相照し、以て天地の實狀を體得せしむるを期す。

(五)家事。家事、生理及衛生、心理の定説を授けて家事の根柢思想を確にするを期す。

(六)音樂。唱歌及一二の器樂を習はしめ、性情の和暢を期し、傍ら學校教科に於ける精神の安養休憩の機會を與ふ。

第四項 課程表

以上三項の所説を基礎として女子の高等教育正科の課程表を作成すること左の如し。

修 國 社 數 家 音 合 身 學 誌 理 事 樂 計	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	計
	一 九 四 四 二 〇	一 七 四 二 二 〇	一 七 四 二 二 〇	二 六 四 二 二 〇	二 六 四 二 二 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(備考)

- (一) 現行の高等女學校二十八時間、實科高等女學校三十四乃至三十六時間に對し之を二十時間に節約せるに注意するを要す。
- (二) 第一學年には五科目、第二學年以上六科目とし生徒の注意を散漫ならしむることなくして訓練の功を全うす。
- (三) 土地の狀況により已むを得ずして四學年の學校を置くことを許す場合には課程表は右表の第一學年を刪除せる體裁のものたるべし。
- (四) 各科目は各其渾一を保持し凡そ其内容に入り來るべき各般の事項を隨時教授すべきは勿論なれども、幾分主として力を注ぐべき時機を擧ぐれば、
 - (イ) 修身に於いては法制經濟は第三學年以降、社會學は第四學年以降。
 - (ロ) 國語に於ける文典は第一學年、其以後は力めて之を嚴肅に應用せしむ。書寫は第二學年以前に之を課す。
 - (ハ) 社會誌に於いては初には地誌を重しとし、後には社會生活の現在を重しとし、殊に現代日々の出來事に關聯して講授するを期す。社會統計の

事項は第四學年以降。

(ニ) 數理は天文、地質、生物、人類の順序を正し、進化の系統を明にし、且物理化學の概要を理解力の許す限り早き學年に之を教へ、傍ら數的觀念の訓練に懈らざるべし。

(ホ) 家事は生理及衛生の先にすべし。

(五) 本案の學科課程を實施せむが爲には少くとも一科目を一人にて擔當するに堪ふべき實力ある教員を要するは勿論なりとす。

第二款 女子高等補習教育

緒言

女子の高等補習教育は女子各個人の特種目的は副はむが爲に其心力體に應じ社會の秩序を傷はざる範圍に於いて女子高等教育を受くる女子に授くる所の教育なり。

女子高等補習教育は之を分ち二とす。駢行制補習教育及繼續制補習教育是なり。

駢行制補習教育は女子高等教育の正科と相駢びて存し、正科を學修しつゝある所の女子をして兼修せしむることを得る所の衆科目より成立す。正科は既に高等教育を受くべき女子能力の最小限度を標的として其課程を編制せるが故に、心身の精力に於いて綽々たる餘裕あるもの亦頗る之有るを常とすべし。駢行制補習教育は斯かる女子をして其境遇性向及志望に應じて餘力を尤も有效適切なる修養に注がしむるを期するものとす。

繼續制補習教育は女子高等教育の正科を修了せるものをして更に繼續履修せしむることを得る所の衆科目より成立す。其關係恰も小學教育と女子初等補習教育との關係に異なることなし。繼續制補習教育は若干科目を組合はせて單位とする若干種類の補習科より成らずして、各科目を單位とする若干の補習科目より成るを便とす。蓋し補習科の制度は女子高等教育に於いて正科を以て其本義を全うする所の樞軸と爲すの大主義に反すればなり。

第一項 駢行制補習教育

駢行制補習教育は土地の情況に應じて左の衆科目の一部若くは全部を包含することを得。

第一、裁縫

裁縫は第一年級以上第五學年を卒ふるまで毎週十時間以上之を課す。斯くして五學年を通じて修業するときは一通り實用に適するの造詣を期するを得べし。

(備考)特に實科高等女學校を置くの必要は茲に消滅するに注意すべし。

第二、外國語

外國語は英語又は佛語又は獨語として、第一學年以上第五學年の卒ふるまで毎週八時間以上之を課す。亦斯くして一通り實用に適するを期すべし。

(備考)外國語の補習の許否は尤も心力體力の適否を注意して之を決すべし。勿論進級は年々其成績に照して之を行ふを要し、一二年にして半途に挫折するに於ける精力の浪費を避くるに注意せざるべからず。

第三、技藝

技藝は圖畫、刺繡、造花、料理作法、茶番、插花の五小目を包含し、第一學年以上第五學

年を卒ふるまで毎週二時間以上之を課す。生徒は右の五小目の内一種以上を擇びて之を學習するを妨げず。但し此場合には單に之を修業と名つけ修了と謂はす。

第四、實業

實業は書寫、簿記、速記、算術(珠算)、タイプライティング、蠶業、飼養(雞、蜂、其他)、園藝の八小目を包含し、第一學年以上第五學年を卒ふるまで毎週二時間以上(總體として)は四時間以上之を課す。生徒は右の四種以上を擇びて一科目として之を學習するを原則とし、一種以上四種以下を學習せる場合には之を修業と名つけて修了と謂はす。

凡そ駢行制補習科目の學修は半途中止し轉科するを得ず。其成績正科より優れるものは之を正科に合算す。學修は必ず許可を要す。許可を得るときは二科目以上を兼修するを妨げず。

第二項 繼續制補習教育

繼續制補習教育は(一)或は正科に存する科目の上進又は復習たり、(二)或は駢行制補習科目の上進又は復習たり、又(三)或は其新なる學修たり。

繼續制補習教育は學年數を定めず、科目開講とす。但し右の(三)は駢行制の補習學級に出席學修せしむ。

土地の情況に應じて左の衆科目の一部若くは全部を包含するを得。

第一、國學。

國文學、國史、支那文學、及書寫の正科を繼げる補習たり。毎週四時間以上之を課す。

第二、社會誌。

西洋史、東洋史、現代史實の正科を繼げる補習たり。毎週二時間以上之を課す。

第三、數理。

應用化學、生物學並に物理學、數學の正科を繼げる補習たり。毎週二時間以上之を課す。

第四、家事。

衛生及醫療一斑、教育、經濟及商品の正科を繼げる補習たり。毎週二時間以上之を課す。

第五、音樂。

聲樂及器樂の正科を繼げる補習たり。毎週二時間以上之を課す。

第六、裁縫。

(甲)駢行制補習を繼げる補習たり。毎週四時間以上之を課す。

(乙)新なる學修は生徒をして許可を得て駢行制補習級の適當なる級に出席せしむ。時數等すべて之に準ず。

第七、外國語。

(甲)英語又は佛語の正科を繼げる補習たり。毎週四時間以上之に課す。

(乙)新なる學修は生徒をして駢行制補習級に出席せしむ。時數等皆之に準ず。

第八、技藝。

第九、實業。

右兩科目は裁縫に準ず。但し技藝の一小目たる作法に更に舞踏並に武術の二細目を加ふ。

補習科はすべて之を修業と稱し、修了と謂はず。

(備考)補習教育は場合により較、低級の職業教育たるを得るの實際的效果に

注意すべし。

第四節 女子職業教育

緒言

女子の職業教育は概して其程度に於いて女子高等教育を修了せる以上に於いて之を學修するを常とするも、或は又此豫修條件を要せざるものあり。
 女子の職業教育は女子の職業に隨ひて約四類より成り、各類亦其小目を有す。適當なる範圍に於ける女子の職業は左の如し。

職業の類別

- 第一類、教授業。
 - (甲) 初等教育の教授業。
 - (乙) 高等教育の教授業。
- 第二類、醫藥業。
 - (甲) 醫業。
 - (乙) 藥劑業。

第三類、技藝業。

- (甲) 繪畫業。
- (乙) 音樂業。
- (丙) 文藝業。

第四類、事務業。

- (甲) 庶務業。
- (乙) 計算業。
- (丙) 記録業。
- (丁) 印刷業。

今左に唯概略に各種職業教育を論述すべし。蓋し其詳なるは各一篇特殊の研究題目を成すべければなり。

教授業

師範教育は教授業に服すべき女子の職業教育なり。

第二章 女子教育策

第一項 師範教育

國民教育の教授業に服すべき女子の職業教育を初等師範教育とし、女子高等教育の教授業に服すべき女子の職業教育を女子高等師範教育とす。

凡そ教授業は女子高等教育を修了せるものに非ざれば以て人格の適當を必期す可からず。故に凡そ師範教育と初等と高等とを論せず同様の候補者を以てするを適當とす。

第一、初等師範教育。

此に應ずる學校は女子初等師範學校とす。此校は各府縣一ヶ所に於いて高等女學校に附設すべし。此場合には學校長は之を兼任とし、教官は兼任若くは專任とす。女子初等師範學校は二ヶ年の課程とし、之を四學期に分ち第一二三學期に於いて學科を講習し、第四學期に於いて實地授業を課す。但し第三第四兩學期の課程を轉換するを得。

此校の科目は各科教授法(此科目に於いて小學所定の諸科目の適切なる教材の取扱を含む)、教育學、教育法令、社會學、心理學、東洋哲學(神儒佛三道)、西洋哲學とす。概約左の如し。

各科教授法	第一學期	第二學期	第三學期	計
教育學	一八	一八	一八	五四
教育法令	六	六	二	一四
社會學		六		六
心理學	六		四	一〇
東洋哲學		六	六	一六
西洋哲學			六	六
合計	三〇	三〇	三〇	九〇

初等師範學校修了者は一ヶ年試補の後詮衡の上正教員に任せらるるものとす。第二、高等師範教育。

女子高等師範教育は女子初等師範教育を修了せるものを入學試験を経て帝國大學に入學せしめて其三ヶ年間若干科目を修了し、試験を経て及第したる後教習

年及試補年凡そ二ヶ年を経て詮衡の上正教員に任命せらるるを原則とす。

右の原則以外特に女子高等師範學校を設くるときは適宜科目の整理を要す其詳なるは別の研究に譲る。

以上學科教員についていふ術科教員は各種の専門學校に於ける修了者を適宜の制限及條件の下に任用するものとす。

第二項 醫藥教育

醫藥業に服すべき女子の職業教育はすべて男子に準ず。

醫學専門學校には高等女學校卒業生は入學試験を受くるの資格あり合格者は之を本科生として入學せしむ。

醫科大學には高等女學校卒業生は入學試験を受くるの資格あり合格者は別科生として入學せしむ。

(備考一)實際高等女學校卒業生にして殊に數理家事及外國語の補習を頗る深く成せるものに非ざれば入學困難なるべしとす。

(備考二)凡そ女子の大學入學は右の醫科大學入學に準じて之を許可す。

醫學専門學校本科卒業生は勿論醫科大學別科卒業生は若干年間助手副手若くは傍觀生たるの後開業醫たることを得。

藥劑業には助手副手若くは傍觀生たるを必要とせず。

(備考)醫學専門學校廢止の後には醫科大學別科生亦之を廢止すべく此場合には特別の醫學豫科を全國一二の高等女學校に附設するを要すべし而して之に入るには嚴密なる入學試験を要し其卒業生は試験を要せずして醫科大學正科に入學すべきものとす。

第三項 技藝教育

國立音樂學校、國立美術學校は高等女學校卒業生其他にして所定の入學試験に合格せるものを入學せしむ。

右二校の卒業生にして教員免許狀を得むとするものは必ず高等女學校卒業生たるを要す。

文藝業及音楽業より一轉して演藝業に従事するものは其健康及操行の上よりして毎一定期間の免許を受くるを要す、此期間は概して一ケ年とす、新聞記者たるもの亦此に準ず。

(備考)文藝業が特に國の獎勵を俟たざるは明かなり、但し大學に入りて學修するは之を妨げず。

第四項 事務業

事務業

事務業の教育は多く高等補習教育に俟つものとす。

庶務業は官廳及私人經營の事務所に於ける一般事務員に之を適用すべし。

計算業は官私の會計及計算事務に當るものとす。

記録業は速記、筆記、タイプライティング及文書を包含す。

印刷業は印刷校正を包含す。

(備考)事務業が特に高等専門教育に待つものに非ざるは明白なりとす。

第二篇 列國の現制

第一章 獨逸

第一節 女子中學制度の沿革

第一款 沿革の概要

凡そ女子中學は二種の目的を有すべし、即ち一は大學入學者の爲に基礎的亦準備的學修をなさしめんとするものにして、一は一般に女子をして高き深き而して目的ある修養をなさしめんとするものなり、然れども獨逸に於いて當に女子中學のみならず、一般に女子の高等教育機關が設けらるゝに至りしは、前二種の目的の中先づ後の需用を充たさんが爲にして、女子の大學に出席すること若くは大學教育の上に設けられたる職業に就くことを許容せらるゝ以前に於いて、既に之等の教育的設備は存せしなり。

高等程度の男子學校の一科を以て女子の教育に充てんと試みたる最初の女子教育機關は、一八八九年に設けられたる伯林の女子實科學校なりとす。但し此學校も前に述ぶるが如く大學教育の豫備的性質を以て開かれしにはあらずして、其目的は第一には男子學校に於いて數學自然科學又は古典語に由りて授けられたる論理的思考力及び其智的訓練を養ふこと、第二には近代の教化的興味との結合を圖り、殊に輓近著しく發展し來りたる女子の公的生活及其職業に相應する教育を施すこと、第三には實用的實業的及商業的職業に對する一般的教育の基礎を授くること等に存せしなり。

女子の大學學修の問題の生せし際にも初めは單に瑞西大學學修資格との關係を顧慮せしのみにて獨逸に於ける中學卒業試験との間には尙ほ幾許の間隔あるものと思考せられ、前記の女子實科學校に於ける教科目も之に准じて按排せられたり。即ち數學及自然科學每週八時間にて其他拉丁語、歴史、經濟、獨逸語、佛蘭西語及英語等を課せられしなり。

右實科學校の年限は二ヶ年とす。此期間以下に於いては前記の瑞西大學學修資

格に對する準備をなし得ざること勿論なり。但し此校の教授は頗る秩序的にして有效なるものなりしを以て、生徒は此校の課程修了の後多少の自修を以て能く其目的を達するを得しなり。

獨逸に於ける女子の中學卒業資格及大學入學の許可は、パアデンの議會が右に對する女子集會の請願を許可せるを以て嚆矢とす。一八九二年に至り普魯西國會は女子の大學學修資格試験の受験に關して協議せり。即ち普魯西に於ける中學卒業女生の秩序的に學修せる者に對し、男子正則中學に於ける大學學修資格試験を許可すべきや否やの問題に關してなり。之に就き實科學校主任の意見は先づ其設備を正則中學卒業の目的に進むやう改造すべしと云ふにあり。一八九三年十月に至り此意見は實現せらる。而して新しき學校の改造設備に關しては其當時現在の需用を以て其標準とせり。又此學校の女子修學の過度期に於ける種々なる制約に適應するものならざるべからざりき。而して此制約としては先づ第一に女子の學修と其職業との間に何等の連絡なき時代に於いて、又女子の大學入學許可問題が未解決の状態にありし時代に於いて、父母たる者が其子女の高等教育を甚だ憚は

「シャロットンブルグ」及「シエネベルグ」より申請せる六年制の改良中學及實科學校に據れる課程に認可を與へたり。

其後設立の學校は多く實科中學の課程に據ることとなれり。こは一は生徒の要求と、一は高等女學校よりの接續が便なるとに由れり。

第二款 一九〇六年に於ける現状

右に述ぶるが如き沿革の結果として女子中學の成立を見るに至りたるが、茲に少しく現制公布以前一九〇六年に於ける其現狀を略叙すべし。

女子中學は其一部は市立なれども大部分は私立なり。而して女子中學編制に關する一般規則に就きては普魯西に於いて準備中なるの外他州に未だ之のあらず。六年制學校は改良中學と全然其制を一にするも、四年制及五年制學校は男子の同程度學校と其目的を同ふするのみにして教科目の按排等は必ずしも之に准ずるものにあらず。隨て之等の學校は未だ卒業試験の權利を有することなく、女生徒の之を受けむと欲するものは何れかの男子中學に赴かざるべからず。但し、カアルスル

一九〇六年現在女子中學

ウヘ「女子正則中學」は例外にして右の權利を有す。普魯西に於ける市立の「プレスラウ」シャアロツテンブルグ「シエネベルグ」ダンチヒ諸校も亦最初の卒業生を出すべき時期に於いて右の權利を許可せらるべきものと期待せらる。左に一九〇六年耶蘇復活祭日現在の女子中學を表示すべし。

校名	創立年	維持	年級	修學校	卒業生數
一 「アアヘン」聖ウルスラ實科中學科	一九〇五	「ガールデン、テル、カルヴアリ、エンベルグ、ウルスリネン」	四	高等女學校	一
二 「バアテン」高等女學校實科中學科	一八九七	「バアテン」市	五	高等女學校第六學年	九二
三 伯林女子實科中學科	一八九三	正則中學科設立聯合會	四	高等女學校	
四 「シャアロツテンブルグ」改良實科中學科	一九〇三	「シャアロツテンブルグ」市	六	高等女學校第三學年	
五 「シエネベルグ」同	同	「シエネベルグ」市	同	高等及中間女學校女	
六 「シエネベルグ」女教員實科中學科	一九〇五	「フリイドリヒ、ゲンスラア」私立學校	二	高等及中間女學校女	
七 「ボン」實科中學科	一九〇五	私立	四	高等女學校	
八 「プレスラウ」市立實科中學科	一九〇〇	「プレスラウ」市	四	高等女學校	二〇
九 「プレスラウ」實科中學部	一九〇四	同上	六	高等女學校中級	
一〇 「カツセル」實科中學級	一九〇四	私立	四	高等女學校	
一一 「ケルン」實科中學級	一九〇三	女子正則中學會	六	高等女學校中級	五

一二	「ドレスデン」實科中學級	一九〇四	私立	五	高等女學校第八學年	一
一三	「エルベルフエルド」實科中學級	一九〇五	私立	四	高等女學校	一
一四	「エルフルト」實科中學級	一九〇五	私立	四	高等女學校	一
一五	「エッセン」實科中學科	一九〇五	私立 エッセン市	六	高等女學校中級	一
一六	「フランクフルト、アム、マイン」實科中學科	一九〇一	女子教育及女子學修同盟會	五	九年制高等女學校	一
一七	「ハンブルク」實科中學級	一九〇一	私立 州	五	高等女學校	一
一八	「ハンノオフェル」實科中學科	一八九九	市	五	高等女學校	一
一九	「エナ」カロリネン校實科中學部	一九〇六	私	六	高等女學校中級	一
二〇	「カアルスウヘ」人文的正則中學	一八九三	市、州	六	高等女學校中級	一
二一	「ケニグスベルク」實科中學部	一八九八	女子教育及女子學修同盟會	六	高等女學校中級第七學年	三
二二	「ケニクスベルク」正則中學科	一八九八	私立	六	高等女學校中級	一
二三	「ライプチヒ」實科中學科	一八九八	女子幸福會	四	高等女學校	一
二四	「マグデブルク」女子リツエウム	一八九四	一般獨逸女子協會 市	四	九年制高等女學校	三
二五	「マンハイム」	一九〇一	市	四	高等女學校中級	七
二六	「高等女學校高等實科部」	一九〇一	市	六	高等女學校中級	一
二七	「ミュンヘン」私設正則中學科	一九〇〇	女子正則中學校設立會	四	高等女學校	一
二八	「ニュルンベルク」私設實科中學科	一九〇三	私設	四	九年制高等女學校	一
二九	「フトラアスブルク」實科中學科	一九〇四	私設	四	九年制高等女學校	一
三〇	「ストウツトガルト」	一八九九	王、王妃、私立	六	高等女學校	一

五四四

三〇	「ウエルツブルグ」實科中學科	一九〇六	私設	四	九年制高等女學校	一
三一	「伯林」實科中學科	一九〇六	市	六		
三二	「ダンヤヒ」實科中學科	一九〇六	市	七		

第二節 普魯西女子教育制度

第一款 總說

女子教育の發達、變遷、近時の勢運は前節に之を説述せり。其制度として綜括確立せられたるは實に一九〇八年高等女學校新規程に在り。今其中樞的事實を見むが爲に其梗概を叙述すべし。

本規程の趣旨目的は先づ左に掲ぐる其序言の大要に明なり。
 一八九四年五月三十一日制定の高等女學校令は今尙頗る重要な意義を有するものたること勿論なれども、其後諸般人文の發達著しきものあり、之に應ずるが爲更に茲に改正新規程を發布す。

改正の要點は單に教科目の按排配當のみに存せず、十五歳若くは十六歳以上の

女子に對し更に其學修を持続せしめむとするに存す。

教科目の變更の必要なることは勿論なり。感情的若くは藝術的教育を過重して理性の陶冶を懈るなからむは先づ第一に警めざるべからざるところなり。是を以て獨逸語及外國語の教授は從來の文學的智識若くは實用的會話の目的以外に更に之を重要視すべく、計算には數學の一端を教授して其科目の職能を大にすべし。自然科學の教授も亦隨ふて多少の變更を加へ、更に確固たるものたらしむる必要あるべし。但是等の變更に因りて女子の特質は決して損傷を受くることなかるべく、宗教及獨逸學の二項目は依然女子教育の中心點たるべし。

女學校終了後の女子を如何に教育すべきかは一の問題なり。一八九四年五月三十一日の規程には隨意補習科の設置を以て此需用に應せんとせり。而してこは一八九八年十二月十三日を以て許可せられ、三學年完了の隨意科の實行せらるるを見たり。然るに其後實際の進運は之を以て足れりとせず、而して九年制及十年制高等女學校の問題は茲に生せり。一八九四年の規定には九年制を以て正規のものとなし、十年制を以て例外と定めたり。然るに其後十年制の女學校益多きを致し、且女

子教育の改良上進の議稍く盛なるに至れり。一九〇一年の統計に據れば二一三の公立高等女學校中九〇は九年制にして五四は十年制なり。六九は九年に満たざるもの。而して一九〇七年十月には九年制校は九〇より六九に低下し、之に反して十年制校は五四より一三二に増進せり。又同じく一九〇七年十月に於いて私立學校中九年制一一〇に對し十年制一三八を算せり。

斯の如き實際上の變遷より十年制は今や例外として認むべきものにあらずして正規のものたるべきこと當然なり。

然れども僅に一ケ年の修業年限延長は未だ以て實際の需要を充たすに足るべからず。事實上必要とせらるるものは十年制に非ずして十一年制若くは十二年制ならざるべからず。十六歳若くは十七歳の少女は同年輩の少年に比し精神的に頗る進歩せるものたることを思はざるべからず。是を以て彼等に知識的教育を更に延長して施さむとせば其科目に多少の選擇を許さざるべからざること亦當然なり。又單に言語文學及美學的教育以外に女子將來の職分と連絡して之に相應すべき教育を施すことを必要とすべく、家庭的并に社交的の諸般の知識技術例へは

「リツエウ
ム」

育兒家事經濟、衛生及慈善博愛に關する諸種の學習を爲さしめざるべからず、而して是等の職務を全うする爲には高等女學校の上に更に二ヶ年若くは少くとも一ヶ年の「リツエウム」を設置する必要あるべし。

高等女學校女教員の養成機關に關しては從來未だ之を一般的に規定せるものなく、隨て其校則教程の如きも甚だ區々たるを免れず、女教員資格の檢定に關しては一八七四年四月二十四日公布の試験規則に之を制定せるが、此規則に於いては二種の近代外國語に就きて優良なる高等女學校を修了したる後更に三ヶ年の修養あるべきことを要求せり。然るに其後小學教員の檢定試験に於いて獨逸學並に歴史科の程度を高むることとなりしより、隨て高等女學校女教員に對する右の學力の要求も益増大し來り、而して一方其豫修年限の延長は之に伴はざるを以て女教員志願者の負擔は近來著しく過重の勢を致せり。由て本規程に於いては高等女學校女教員の豫修年限を四ヶ年と定め、高等女學校以上三ヶ年の學科補習級に繼ぐに一ヶ年の實習級を以てせり。

本規程には亦女子學習所の制を定めたり、抑、軌近男子に比して女子の人口が過

女子學習
所

多なると、社會の上流に於ける男子の獨身生活が著しく増加せるとより、中流以上の女子にして賢母良妻たるべき其天職を全うし得ざる者稍多きを致し、女子としての能力を發現することなくして終はる者亦尠からざる勢を呈し來り、是に於いて彼等の爲に女教員以外にも専門的教育に基ける職業の途を開くは目下の急務にして、茲に規定する女子學習所は此要求に應じて女子の大學入學者の爲に豫備的教育を施さむと擬するものなり云云。

以上は新規程序言の要領を摘述せるものなるが左に新制の體統を圖表して其綜攬に便すべし。

高等女學校は十學年級より成る。第十級より第八級に至る豫科級を下級とし、第七級より第五級までを中級とし、第四級より第一級までを上級とす。但し下級は別に特設の豫備校として存立することを得べく、中級及上級のみより成る高等女學校を設立することも亦許可せらる。(新規程第二條及第六條)

(備考)右の級數に充たざる女學校にして中等學校の教則に據らざるものは高度女學校又は私立女學校等と稱せらるべし。(第三條)

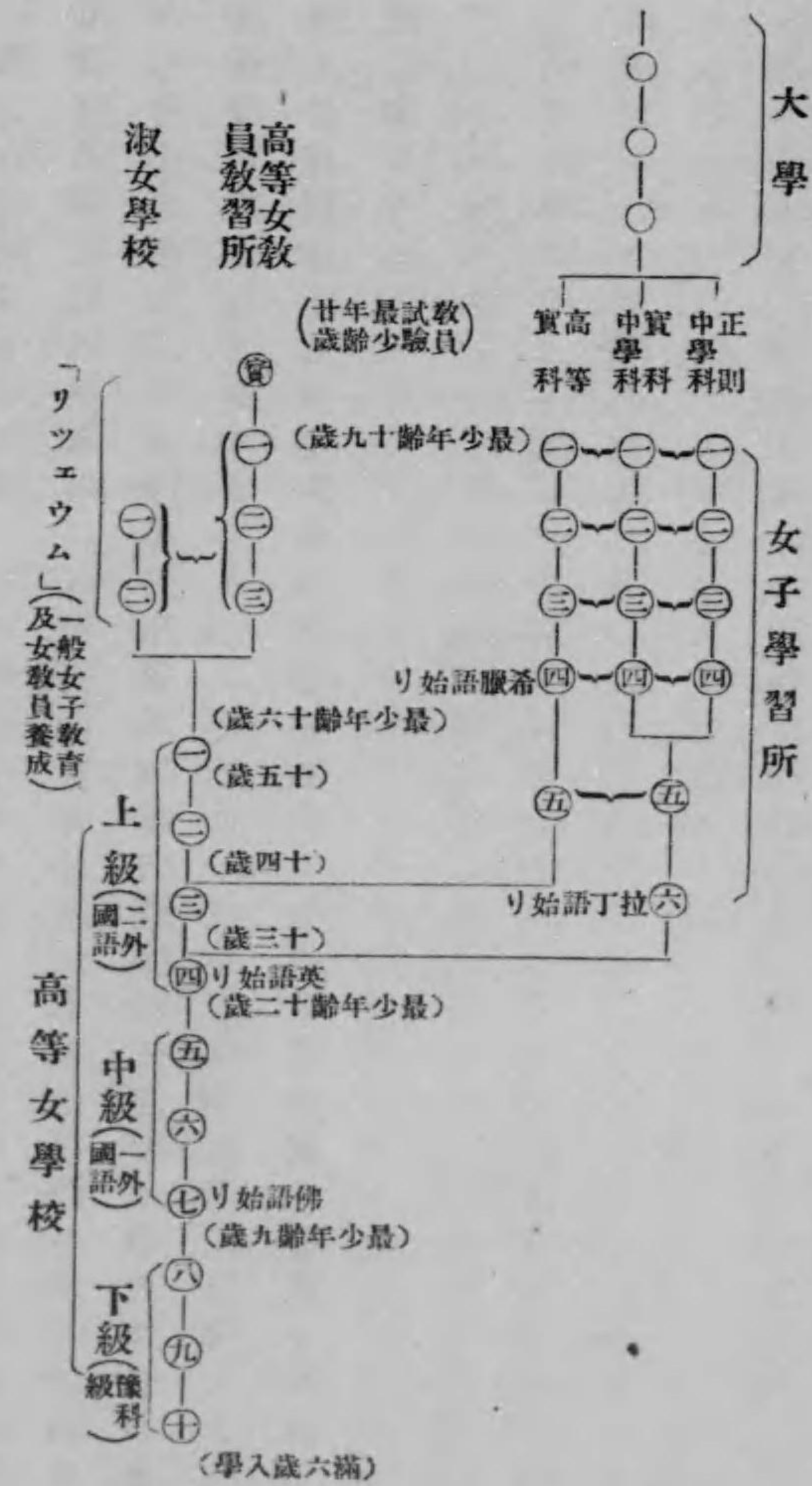
第十級に入學するを得る者の最少年齡は通常滿六歳とし、第七級に入學するを得る者の同上年齡は通常滿九歳とす。(第四條)

中級及上級は二學年級宛の共同即ち複式授業を營むことを得、斯の如き學校より十學年級各別に學校の第一級に轉學する場合には女生徒の第二級を一ヶ年修了せる者に對しては無試験にて之を許可せらる。(第二條及第五條)

第二款 高等女學校

第一項 一般規程

(備考)右圖表に於いて——は級若くは校の接續を表はし、——は同一科にありて數級の生徒を複式に教授し得べきことを表はす。



高等女學校に於いては一學級の生徒數は通常四十名以内とす(第八條)
 土地の事情に由りては高等女學校の下級及中級に男生徒の入學を許可するこ
 とを得、但此場合には監督官廳の許可を受くるを要し、且男子學校の第三級に進入
 するに必要な科外講義を授くべきものとす(第九條)

高等女學校にありては上級及中級の學科授業時間の半數以上は大學教育を受
 けたる男女教員に依りて受持たるべきものとす、而して右の男女各教員に依りて
 受持たる時間數は殆ど相半すべく、其何れたりとも兩者受持時間總數の三分の一
 以下を低下すべからざるべし、下級即ち豫科級には庶民學校男女教員を任命する
 ことを得べきも、中級若くは上級にありては術科に就きて専門男女教員が不足せ
 る場合の外之を任命することを得ず(第一條第二十六條及第二十七條)

第二項 課程

高等女學校に於ける課程表左の如し。

(甲) 科 學 科	下級(豫科級)		中 級		上 級		至七級計
	十級	九級	八級	七級	六級	五級	
一 宗 教	三	三	三	三	三	三	一七
二 獨 逸 學	一〇	九	八	六	五	四	三三
三 佛 蘭 西 語				六	五	四	三三
四 英 吉 利 語					五	四	一六
五 歷 史 及 美 術 史					二	二	一三
六 地 理 地 文					二	二	一四
七 計 算 及 數 字	三	三	三	二	三	三	二一
八 自 然 科 學	三	三	三	二	三	三	一七
計	一六	一五	一六	二二	二二	二二	一六二
(乙) 術 科							
九 書 法	一	三	二	一	一	一	一三
一〇 圖 畫	一	三	二	一	一	一	一四
計	二	六	四	二	二	二	一六

	一	二	三
計	裁縫	唱歌	體操
二	1	2/3	2/3
七	2	2/3	2/3
六	2	2/3	2/3
九	2	2	2
九	2	2	2
九	2	2	2
(九七)	(二)	二	二
(九七)	(二)	二	三
(九七)	(二)	二	三
(九七)	(二)	二	三
(六三五)	(四六)	一四	一八

(備考) (一)「ドエッチ」は獨逸の語學、文學及國民性情、國民理想の複雑なる渾一的教科なるを以て之を獨逸學と稱するを適當とす。

- (二) 七級に於いて獨逸語は歴史物語と共に教授せらる。
- (三) 宗教及計算は豫科級に於いては半時間づゝ授業せらる。
- (四) 八級に於いては郷土誌を授く。
- (五) 十級乃至七級にありては獨逸學の實物教授に際し隨時圖取り寫生等を課せらる。
- (六) 裁縫は上級に於いては隨意科とす。

第三款 リツエウム

目的

「リツエウム」は女子の爲に更に高き程度の普通教育を授くる所にして科學科の外家事經濟及實際的教育の學修及實習を課し生徒の性向に應じて之を選択せしめ、當代の女子としての方向及目的を教示し併せて其内部生活に品位ある内容を供給するものとす。(新規程第十條)

第一項 一般規程

「リツエウム」は亦同時に高等女教員養成所の職能を爲すことあり。此場合には「リツエウム」は二ケ年の淑女學級、三ケ年の學科補習級及一ケ年の實習級を包括す。即ち右の三ケ年の學科補習級にて各科目を修了せる者は試験の後實習級に進み、一ケ年の後實地及教授の方法に關する試験を経て中間及高等女學校の教員資格を得るなり(但大學教育を受けざる教員としての資格なり)而して此教員資格は庶民學校の教員資格をも包含するものとす。(第十一條)

土地の事情に由りては「リツエウム」は全科女教員の養成の外語學教員及家事經濟手工、體操等の選科教員を養成する機關たることを得。此目的の爲に「リツエウム」は他

の機關と連絡することを得、但一人にて同時に學科及實科教員たるの學習をなすことを得ず(第十四條)

「リツェウム」の淑女學級のみ若くは此淑女學級の最下級のみを高等女學校に接續設置することを得、又淑女學級の設置不可能なる場合も之が爲に必ずしも高等女教員養成所の成立を不可能とするものにあらず(第十二條)

淑女學級と高等女教員養成所と「リツェウム」に結合せられある所にては淑女學級の生徒は生徒數及學科種類の許す範圍に於いて學科補習級の教授に臨時聽講生として出席し且科目を選択することを得(第十三條)

高等女教員養成所に屬する學科補習級は各別學年級即ち單式教授の高等女學校に對してのみ連絡するものにして、斯の如き高等女學校の最上級の修了證書を所有せざる者に對しては入學試験を行ふものとす、又淑女學級への入學者は一般に高等女學校修了者を常則とし、其檢定方法は各學校に於いて定むるところに據るものとす(第十二條及第十五條)

少くとも二ヶ年正規に「リツェウム」の淑女學級を學修せる者は法定の卒業證書を

受く、此年限に満たざる者には特に在學期間及修了範圍を記入せる證明書を與ふるものとす(第十六條)

「リツェウム」に於いて一學級の生徒數は通常三十人以下とす(第二十四條)

「リツェウム」には通常練習學校及幼稚園を附設して教員及保姆教習生の實習に充つ、又場合に依りては高等女學校の學級を練習機關として准用することを得べし(第十七條)

學科補習級に於ける科學科目は大學教育を受けたる教員之を擔當すべきものとす(第二十九條)

第二項 課程

第一目 淑女學級

淑女學級に於ける課程表左の如し。

一	教	育	學	二	級	一	級	計
				二	二	四		

女子學習所は女子をして其卒業後男子の九年制高等學校卒業者と同等の教育ある者たらしむる所なり、男子高等學校の三種に應じて此所亦高等實科實科中學科及正則中學科の三科に分たるも、教授は多く土地の事情に由り其一科に限らる。但三科中特に實科中學科及正則中學科の多くの學科は同一時間數たり得べく、互

- (備考)(一)一級に於ける教授法は各科目の時間數中に含まる。
 (二)是等の科の資料中に方法論の演習を含む。
 (三)實驗の方法及指導。
 (四)實習級の科學科實習は第一に獨逸語、佛蘭西語、英吉利語(語學的及文學的)及數學、自然科學に對し各二時間宛課せらるゝものとす。
 敎習所生徒の淑女學級の何れかの選擇科に出席することは其生徒の能力成績等に據り、敎授會之を決定するものとす。

第四款 ストウヂェニ、アンスタルト 女子學習所

第一項 一般規程

計	(乙)			計	六 七 八 九 〇 一 二							
	一五	一四	一三		科	學	教	自	數	地	歷	
	體	唱	圖	術	科	學	校	然	數	地	歷	
	操	歌	畫	科	實	授	法	學	學	理	史	
六	三	一	二	二六				二	四	二	二	
六	三	一	二	二六				三	四	一	二	
五	三	一	一	二六			(四)	三	四	一	二	
	九	三	五	七八				八	二	四	六	
三	三			(二五)二六	(四)八	四	六	四	一	一	一	

修業年限

入學資格

教員資格

に連合し得るもの多し(新規程第十八條)

右の高等實科は五學年級より成り、實科中學及正則中學科は各六學年級より成る。其名稱は五級乃至一級及六級乃至一級若くは三級上下、二級上下、一級上下と稱せらる(第十二條)

女子學習所の入學資格は高等實科にありては高等女學校の三級、其他の中學科にありては高等女學校の四級の修了證書を有することを要す。其他の志願者及學習所上級入學志願者に對しては試験檢定の上之を許可す(第二十一條)

學習所卒業試験は之に該當する男子の各種學校卒業試験に相應するものにして凡べて其等各校の規定を准用せらる(第二十二條)

學習所に於いて一學級の生徒數は通常三十人以下とす(第二十四條)

學習所は先づ一般の教育増進の爲に「リッフェウム」の淑女學級を設備せる所に設けらるべし。又學習所は一般に高等女學校と同一管理者の下に連絡設置せらるゝを常則とす(第十九條)

學習所に於ける科學科目は大學教育を受けたる教員之を擔當すべきものとす。

(第二十九條)

第一項 課程

第一目 高等實科

高等實科に於ける課程表左の如し。

(甲)	科	學年級						計
		五級	四級	三級	二級	一級		
一	宗 教	二	二	二	二	二	一〇	
二	獨逸學、及哲學總說	四	四	四	四	四	二〇	
三	佛 蘭 西 語	四	四	四	四	四	二〇	
四	英 吉 利 語	四	四	四	四	四	二〇	
五	歷 史	二	二	二	二	二	一〇	
六	地 理	二	一	一	一	一	五	

第一章 獨逸

計	(乙) 術科		計	九	八	七	六	五	四	三	二
	體操	圖畫		自然科學	數學	地理	歷史	英語	佛蘭西語	拉丁語	獨逸學及哲學總說
五	三	二	二七	三	四	一	二	三	三	六	三
五	三	二	二七	三	四	一	二	三	三	六	三
五	三	二	二八	四	四	一	二	三	三	六	三
五	三	二	二八	四	四	一	二	三	三	六	三
五	三	二	二八	四	四	一	二	三	三	六	三
五	三	二	二八	四	四	一	二	三	三	六	三
三〇	一八	一二	一六六	二二	二四	六	二	一八	一八	三六	一八

第二目 實科中學科
實科中學科に於ける課程表左の如し。

一	(甲) 宗教科	學年	二	(丙) 唱選科	(乙) 術科		計	八	七	
					體操	圖畫				自然科學
二	六級	學	二	一	五	三	二	二五	四	四
二	五級	年	二	一	五	三	二	二六	四	五
二	四級	級	二	一	五	三	二	二六	四	五
二	三級	級	二	一	五	三	二	二六	四	五
二	二級	級	二	一	五	三	二	二六	四	五
二	一級	級	二	一	五	三	二	二六	四	五
二	計		二	一	二五	一五	一〇	一二九	二〇	二四

計	(乙) 術科		計	一〇	九	八	七	六	五	四	三
	體操	唱歌		自然科學	數學	地理	歷史	英語	佛蘭西語	希臘語	拉丁語
五	三	二	二七	三	四	一	二	三	三	一	六
五	三	二	二七	三	四	一	二	三	三	一	六
三	三	一	二九	二	三	一	二	一	二	八	六
三	三	一	二九	二	三	一	二	一	二	八	六
三	三	一	二九	二	三	一	二	一	二	八	六
三	三	一	二九	二	三	一	二	一	二	八	六
二二	一八	四	一七〇	一四	二〇	六	一	二	六	一四	三三

正則中學科に於ける課程表左の如し。

第三目 正則中學科

二 一 一 二	(甲) 科學科	學年	(丙) 選擇科	
			唱歌	歌
二	獨逸學及哲學總說	六級	一	一
一	宗教	五級	一	一
一	宗教	四級	一	一
一	宗教	三級	一	一
一	宗教	二級	一	一
一	宗教	一級	一	一
計			六	六

(備考)六級及五級にありては實科中學科は正則中學科と其課程を同うす又四級乃至一級に於いて宗教、獨逸學、拉丁語、歷史及地理並に體操及唱歌の如き正則中學科と其時間數を同うする科目は兩科の生徒を共同的即ち複式に教授することを得、同様に宗教、歷史及地理並に術科に就きては實科中等科生徒と高等實科生徒と高等實科生徒とを複式に教授することを得。

(丙) 選擇科

一三	唱	一	一	一	一	一	一
二二	圖畫	一	一	二	二	二	二
	歌						
							八
							六

(備考)六級及五級にありては正則中學科は實科中學科と其課程を同うす。又四級乃至一級に於いて宗教、獨逸學、拉丁語、歴史及地理並に體操及唱歌の如き實科中學科と其時間數を同うする科目は兩科の生徒を共同的即ち複式に教授することを得。同様に宗教、歴史及地理並に術科に就きては正則中學科生徒と高等實科生徒とを複式に教授することを得。

第五款 各種學校に共通する規程

高等女學校、高等女教員教習所、リツェウム及學習所は高等教育機關として州學務院の監督を受く。(新規程第三十一條)

「リツェウム」教習所及學習所各科は高等女學校と共に一の校舎を成し、教員は其資格の許す範圍に於いて以上諸學校の各學科を教授することを得。(第二十五條)

教員資格

各種學校に於いて男女教員の數は殆ど相半すべく、男女何れたりとも全數の三分の一を低下せざるを以て通例とす。又大學教育を受けざる男女教員は豫科級及術科に就きて特に規定せる者の外、高等女學校正教員たる者にして中間及高等女學校に對する試験を経たる者ならざるべからず。(第二十六條及第二十八條)

教員待遇

各種學校の校長は當該學校の男女正教諭中より任命せらる。女子の校長は、フラウデレクトリンの稱を享く。(第三十條)

公立高等女學校の校長及大學教育を受けたる正教諭は六年制の男子高等學校の其等と又公立「リツェウム」高等女教員教習所及學習所の校長及大學教育を受けたる正教諭は男子の完全高等諸學校の其等と位階稱號俸給を等うす。(第三十二條)

公立「リツェウム」教習所及學習所は入學試験執行の權利を有するものなり。(第二十三條)

第六款 女子の大學入學に關する規程

普魯西に於いては右の女子高等諸學校規程と共に女子の大學入學に關する規

程を制定せり其要領左の如し。

五七〇

一九〇八年より一九〇九年に亘る各學期より女子の獨逸大學に入學することを許可せらる。但曩に一八七九年十月一日並に一九〇五年一月六日に公布せる大學學生規程を女子に適用せんとする場合には本國人に對しては或場合を除き、他國人に對して凡べての場合に大臣の認可を受くるを要す(規程第一條及第二條) 特別の理由ある場合には大臣の許可を得て或講義に限り女子の出席を禁止することを得(第三條)

大學入學に依りて女子は政府若くは教會の試験及學位卒業若くは大學講師授職の許可を保證せられざること男子と同じきは勿論なり。是等の許可の爲には更に試験規程、卒業規程及講師授職規程を適用せらるべきものとす(第四條)

第二章 奧匈國

第一節 奧地利の女子中等學校

奧地利に於ける女子中等學校は女子「リツエウム」及女子正則中學校是なり。

女子「リツエウム」

女子「リツエウム」は一九〇〇年十二月十二日の規則に依りて確立せられしものにして、其目的とするところ左の如し。

第一 特に近代語及其文學に重きを置き、庶民學校及市民學校を修了せる女子に對し之に相應する普通教育を施すこと。

第二 右の教育を施すことに依りて直に職業的修養を得せしむること。

完全なる「リツエウム」は通常六學年級より成る。而して奧地利に於いては斯の如き學校のみ女子「リツエウム」と稱することを得べし。

「リツエウム」は女子に職業的知識を授くるが爲に、必要に應じ州學務委員會ラントスチユルケヘルツの認可を得て専門科を附設することを得。

「リツエウム」に入學せむとする者は滿十歳以上の女子にして中間學校入學に必

入學資格

修業年限

知識を授けらるるものとす。

「リツエウム」の教員は「リツエアル、レエレル」と稱せられ、男女とも之あり、其數は通常校長及宗教教員を除き七人若くは八人を算せり。

教員資格

教員の資格檢定の爲に學科試験委員あり、教員志願者の資格左の如し。

- (一) 滿二十二歳以上なること。
- (二) 中等學校女教員教習所又は女子「リツエウム」を卒業せること。
- (三) 大學に六學期間在學し而して内少くも五學期は文理科大學に在學せること
- (四) 教育學並に語學に關する證明を有すること。

右教員檢定試験は中等教員檢定試験と同じく宿題即題及口述の三部より成る。「リツエウム」に於いては州視學官立會の上卒業試験を執行し、之に及第せる生徒は一定の認許證を得るものとす。

左に一九〇七年の調査に係る中等學校數及生徒數を表示すべし、但何れも官立公立及私立の合計數とす。

學校種別	校數	生徒數
一 女子「リツエウム」	四五	六八八四
二 女子正則中學	一一	一六八二
三 高等女學校	一一	一一六七

第二節 維也納大學に於ける女子教育

今維也納大學に於ける女子教育に關する重要なる規程を抄録して其大要を攬るに便す。

第一款 文科大學女子正科生及選科生入學規程

文理科大學に於いては一八九七年以後次の規程に據り女子の正科生及選科生として入學することを許可せらる。(第一條及第十條)

女子正科生の入學許否に就きては文理科大學長之を決す、入學志願者の提示す

入學資格

べき資格證明左の如し。

- (一) 奥地利國の公民たること。
- (二) 滿十八歳以上なること。

(三) 内國若くは文部省認定の外國公立中學ギムナジウムに於いて一八九六年三月九日の省令に規定せる得業試験ライツエリクツワングに合格せること(第二條及第三條)

右の資格中其第三項を缺き而して少くとも女子教員養成所若くは文部省の指定せる高等女學校リツエウム又は中學校に於いて其全課程を修了せる者は選科生として入學を許可せらる(第七條)

選科生

學生の學籍登録授業科免除、聽講及試験等に關する現行の規程は凡べて女子學生にも適用せらるるものとす。又選科學生も正科學生と同じく大學の諸規則に服従すべく、而して少くとも一週十時間の講義に出席すべきものとす(第四條第六條第七條及第八條)

文理科女子正科生は其學修を終へ若くは他の大學に轉學せむとする場合には學長より修了證書を下附せらる。此證書を有せざる者は他の大學に入學することを得ず(第五條)

正科生若くは選科生の高等女學校又は女子中學女教員檢定試験受験資格に就きては別に規定することゝるに據る(第九條)

第二款 女子の醫科大學入學及學位に關する規程

醫科大學の學長は一九〇〇年以後其教授會の同意を得て左に掲ぐる資格を具ふる女子を醫科大學正科生として入學を許可することを得(第一條及第七條)

入學資格

- (一) 奥地利國の公民たること。
- (二) 内國若くは文部省認定の外國公立中學に於いて一八九六年三月九日の省令に規定せる得業試験に合格せること。但外國中學の場合には早くも十八歳以後の受験たるべきこと(第二條)

學生の學籍登録に關する規程は女子學生にも適用せらる(第三條)

女子正科生にして醫術に對する學位を得むとする者は別に規定せる學科の全部を修了せることを要し、醫師の免許を得て其職分に從事せむとする者は更に嚴

密なる試験を受くることを要す、但内國若くは外國の他の大學にて修了せる科目若くは學期は教授會に於いて詮議の上文、部大臣の許可を得て右の修了學程中に算入することを得(第四條及第五條)

第三款 女子の調劑職許可に關する規程

免許資格

一九〇〇年以後に於いて左記の資格を具ふる女子は調劑の職務に従事することを得べし。

- (一) 奧地利國の公民たること。
- (二) 滿十六歳以上なること。
- (三) 身體に關する醫師の證明あること。
- (四) 内國の公立正則中學若くは實科學校の最初六學年を修了したること、若くは右の學校に於いて其第六學年に相當する試験に合格したること、但外國に於ける右學校の修了證明には文部大臣並に内務大臣の承認あるを要し、實科學校の修了證明には正則中學第六學年に相當する拉丁語試験に及第せること

の證明を併せ提出するを要す(第一條乃至第三條及第七條)

大學に於ける藥學の學修及技師免許の試験に關する一般の規程は女子に對しても適用せらる(第五條)

大學に於いて右の學修を了へ受験の上技師の免許を得たる者は藥劑助手として勤務することを得(第六條)

第三節 匈牙利の女子教育

第一款 史 觀

匈牙利に於ける女子教育は一八六七年以降始めて政府の事業とせられたり、其以前にありては小學校以上の女子教育は専ら僧園若くは私人の事業とせられ、而して當時の學校に於ける主要なる教科目は外國語、唱歌、音樂、舞蹈、圖畫、裁縫等にして科學的科目に就きては多く注意せられざりき、又講義に用ゐられし言語及教授の精神は外國を主とせるものにて、其子女を之等の學校に託せし家庭に於いても亦同様の考を抱懷せりき。

外國尊尙
主義

然るに「ステファン、セケニイ」伯出でて國民的自覺の喚起に力めしより始めて右の教育の主義は改廢せられ、稍く國粹的方針を執ることゝなれり。

一八六八年の初等教育令には公立小學校の上に市立學校を置きて特に女子の教育に充てたり。而して此教養を経たる女子は尙進みたる教育を受くるが爲に女教員教習學校に入るを得べきことを規定せり。

其後女子教育の必要は次第に一般の感知するところとなり、現在の小學校の上に男子の中學校程度の女學校を設くべしとの論稍く盛にして遂に次に述ふる國立高等女學校の設置を見るに至れり。

第二款 第一國立高等女學校

第一國立高等女學校は一八七五年時の文部大臣「アウグスト、トレファルト」の設置に係るものにして「ブタベスト」に在り。而して此校の設立後他の各州に於いても亦之に倣ふて同様の學校を起せるもの多し。

第一國立高等女學校は女子公立小學校の第六學年の上に置かる、四級を以て一

階とし、更に其上に二級を接續して完成せらるゝものなり。然れども入學志願者の豫備的學修は尙入學資格には不十分なりしを以て其後更に一箇年の豫科を併設し、是に於いて小學校以上六箇年制の高等女學校と變改せられ、略々八ヶ年制の男子中學校と比肩し得るに至れり。其教科目は佛蘭西語を以て拉丁語に代ふるの外は其程度に於いても略々中學校と同じきものにして、此事は中學校教員の有資格者のみが此高等女學校の教員たり得ることによるも明なるべし。

第三款 高等女學校の組織改良

右の高等女學校の制度は尙當時行はれし一般學制に編入せらるゝには多少の不便を免れざりき。一八八三年に至り女學校入學は小學校第四學年級よりとせられ、六ヶ年間一様に教育せらるゝことゝなれり。是に於いて高等女學校は男子中學校と全く同一の順序となりしも、尙此校は小學視學官の管理の下に置かれしを以て行政上の不便多かりき。

一八八五年第二次改革あり、一八八七年第三次改革あり、而して一九〇一年新制

を實施して以て今日に至れるものなり。

一八八七年には時の實情に顧みて生徒に或程度まで四年級終了を以て完全教育の一段落を了する様に變改を加へたり蓋し生徒中四學年終了を以て退學する者尠からざりしに由るなり此改革に因りて高等女學校は必ずしも第五學年級及六學年級を要せざることとなり茲に四箇年制の低度學校と六箇年制の完全學校と兩様の別を生じ前者を下級高等女學校と呼び後者を上級高等女學校と稱せり斯くて下級高等女學校は從來存せる女子學校と唯佛語を除くの外全く同一なるの觀を呈し兩々合一の結果を生せり

第四款 高等女學校現制

一八八七年に採用せる制度の不都合なることは次の二點に存す。

(一) 上級及下級を分離せること。

(二) 教授科目の集中を閉却せること。

現制は右の缺點を補はむとするものにして一九〇一年六月十九日の文部省令

によりて規定せられ一九〇一年より一九〇二年に渉る學年度より實施せらる其改革の要諦を列擧すれば左の如し。

(一) 高等女學校は六ヶ年制の一科より成り男子中學校と同程度なるべきこと。

(二) 各教科目はそれぞれ其特殊なる目的に適合するやう教授せらるべきこと。

(三) 高等女學校の目的は男子中學校に倣ふて普通教育を授くるに存すること。

(四) 右の點に於いて從來存立せる實用的傾向を帯びたる女子中學校並に大學の

豫備校たる性質を有する八ヶ年制の女子市學校と自ら區別せらるべきこと

(五) 歴史及文學の教授に注意し國民的立脚地に重きを置くこと等。

斯くて新制の高等女學校に於いては獨逸語は第一學年より教授せられ佛蘭西語は第二學年より教授せられ物理、博物、算術、圖畫、唱歌、裁縫及體操は各學年に於いて教授せらる而して匈牙利の國華國粹は主として圖畫、唱歌及裁縫の教授に際して應用せらるべし實際的家事の學習及教育の理論は生徒の女子としての自然的職務に於いて彼等を補助すべきものなり體操は遊戲、遠足、「スケエト」、游泳、舞蹈等と結合して習練せらる。

現今の高等女學校教科目を列挙すれば左の如し。

宗教 匈牙利語文法及文學 獨逸語 佛蘭西語 心理學及教育學理論 歷史 地理 動物及植物 地質及化學 衛生 家事 物理 算術 圖畫 習字裁縫 唱歌 體操

右の外隨意科として英吉利語及以太利語あり、四學年以上にありて每週二時間宛とす。又唱歌は五學年に於いては隨意科とせらる。

第五款 高等女學校に於ける正則中學科

一八九五年時の文部大臣、ユリウス、ウラッシクスは女子の大學入學を許可し、是より女子亦中等教員の如き文理科的職業及醫術製藥の業に従事するを得ることとなる、而して女子の大學志願者の爲に豫備的學修の機關を設置するの必要亦隨うて茲に生せり。

右の豫備的學修は初めは志願者各自の自修に任せられたるのみなりしが、後政府は彼等の爲に高等女學校に連絡して特別の學修機關を設くることを計畫し、此

目的の爲に一八九七年より「ブダベスト」高等女學校に正則中學科を併設せり。此科は高等女學校の第五年級に始まりて四ヶ年間繼續學修をなさしむるものなり。其第一期生は十八名にして國立「ブダベスト」正則中學の卒業試験に合格せり。

斯くして設けられたる正則中學科は當初一時的性質のものなりしが、一九〇五年に至りて確定的に組織せらるることとなり、「ブダベスト」高等女學校は亦同時に女子正則中學校と稱せらる。但六ヶ年制の高等女學校の性質は之と獨立して尙存續し、第五年級より正則中學と同一の特別なる平行級の存するあり、而して此特別科は第八年級を以て終り正則中學科と同様の卒業試験を行ふ權能を許可せらる。此權能は「ブダベスト」市立高等女學校にも與へられたり。

國立「ブダベスト」高等女學校には右の正則中學科の外に六年級の上に二ヶ年制の補習科ありて生徒の希望に應じ更に高等なる社會教育を授くるものとす。此補習科の教科目左の如し。

匈牙利語 獨逸語 英吉利語 佛蘭西語 古典語 歴史 地理 美學 文
明史 經濟 物理 法學 教育學理論 幾何畫法 自在畫 裁縫 唱歌

(備考)女子の正則中學の教育に關しては別に法律に定むるところなし。女子の正則中學又は實科中學卒業試験受験を希望する者は男子同様の學識あるを要し、希臘語檢丁語をも學びし者ならざるべからず。彼等は毎年其等の學校に出席して其學年試験に應じ而して第八年級の終りに卒業試験を受くることを得、但し男子學校の正科生たるを得ず。一八九五年の法令に依り右の試験に合格して成績佳良なる者は文理科大學及醫科大學の正科生たるを得るなり。

女子の正則中學的教育の起源は中學教員の私設會の企畫に存す。右の私設會は其目的を達して後解散したるが、其事業は政府、ブダペスト市及中央女子教育會に於いて之を繼承し最初の女子正則中學は政府の補助の下に右の中央女子教育會が設立したるものなり。

女子正則中學は嚴密にいへば首都に三校あるのみ。其他の諸校は廣義の正則中學にて拉丁語希臘語を教授するも卒業試験を課せず、また其修業年

も六ヶ年たるに過ぎず。而して其教科目は獨逸の高等女學校、佛蘭西の「リエ、ド、ジユウヌ、フイユ」と大同なり。一九〇五年の調査に據れば其校數三二あり。

第六款 家事科

高等女學校に於ける家事科は近時の設置に係る。生徒をして一層近代的立脚地より家婦としての知識を修得せしむるものなり。

第七款 寄宿舎

高等女學校は多く寄宿舎を附設し生徒をして之に於いて實際的經驗を習得せしむ。

第八款 教員

高等女學校の正教員は中等教員たるの資格ある者に限り、男女兩様あり。

計	科目									
	獨逸語又は佛蘭西語	佛蘭西語又は獨逸語	歴史及地理	數學	博物及衛生學	習字	圖畫	手工	唱歌	體操
四	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
六	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
七	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
九	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一〇	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一一	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一二	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一三	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	二六	二八	三〇	三〇	二八	二七	二七			
	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一

五九〇

(備考)右の中(五)佛蘭西語又は獨逸語又は佛蘭西語の中一種を選択し、更に他の種を學ばんとする者に對して課せらるゝものにして隨意科とす。但、ヘルシングフォルスにありては英語「ウイボルグ」にありては露語を以て之充てらるべし。

教員 校數

高等女學校の教員は男女兩様あり、女教員は外國語及體操唱歌等を教授するものにして、官立教員養成所卒業者若くは専門教育を受けたる者たるを要す。校長は多く主席女教員を以て之に充てらる。

一九〇三年の調査に係る官立高等女學校所在地校數及生徒數左の如し。

所在地	校數
ヘルシングフォルス	二
アボ	二
ウイボルグ	二
ソオルタヴァラ	一
ジョインスチン	一
クオビオ	一
ワサ	二

全生徒	圖	二	二	一	一	四
教員	畫	二	二	一	一	四
志望者	宗	二	二	一	一	四

第二節 瑞典 典

第一款 高等女學校

沿革

瑞典に於ける高等女學校の沿革並に現狀を左に略述すべし。
 前世紀の初期に於いては瑞典に於いて未だ女子の高等教育機關と名づくべきものなし。同國に於いて今日尙一般に女子の職分とせらるゝは主として家計及育兒の事のみに限られ、其目的の爲には家庭内にありて母若くは之に相當する人々より教養せらるれば足れりと思惟する者多し。上流の人々の間には其子女に女子の家庭教師を附する者多きもこは知識の開發を主とするにあらず、單に社交の具としての佛蘭西語、會話、彈琴、繪畫等を習修せしむるが爲のみ。
 然れども近來時運の遷移と共に女子の家庭以外の職務に従事する者稍く多き

を致し、隨うて女子教育も亦次第に盛なるに至れり。元來此國は家庭内の生活に其最高の國民的興味を置くものなるが、社會の發達と共に男子の補助者として亦小兒の保育者として女子の責務は益重大となり、此關係よりも女子の智能の開發は必要とせられ來れるなり。乃ち一八三一年には「ストックホルム」に「ワルリン」高等女學校建てられ、一八三五年には「ゴオテンブルグ」に「キエルベルグ」高等女學校設けらる。一八四〇年代には「ヘルシングボルク」「ヴォオステラス」「カルマアル」「ウツブサラ」等に高等女學校の建設せらるあり。但凡て是等のものは私設校とす。國立の女子教育並に研究機關の最初のものは一八六一年高等女學校の教員養成の目的を以て建設せられたる「ストックホルム」高等女教員教習所是なり。而して數年の後此校に附屬して女子師範學校設立せられ、教習所生徒の實習試演の場となり、兼て全國高等女學校の模範校たるべきものとせられたり。

斯くて國家が女子教育の實地に携はらざるべからざることとは次第に了認せらるゝに至れり。但一方に國家は女子教育に就きては男子教育と同じく直接之を経營せざるべからずと論ずる者あると同時に他の一方には女子教育は其性質上宜

しく私人の經營たるべきものにして國家は單に之を補助すれば足れりと主張するものあり、議會は後説を採り乃ち一八七四年には三百句クローネを高等女學校の維持經營の爲に支出せり、爾後此補助額は次第に増加せるが之を享くべき學校は各州に於いて別に其維持費を支辨しつゝあるものに限られたり。

茲に此國に於ける男女共學の問題を簡單に説明すべし、久しき以前より庶民學校及高等女學校豫備校に於いては男子と女子とを混合的に教授し來れるが、高等程度の學校教育に於いても尙此の方法を續くべしや否やに就きては此國に於いても他の諸國に於けると同じく烈しき論争あり、而して此問題は終に經濟的事情に由りて決せらるゝことゝなれり、一八九〇年に高等教育機關の下級に擬して造られたる數多の小なる學校廢止せられしが、其跡には一の高等程度の學校を建てられしものなり、僅に處々に期間を定めたる女學校の設立を見るのみなりき、而して其場所には輒近の商業工業及交通の發達より次第に都市の如きものを生じ來り、此土地に於ける教育ある階級の人士は其子弟を教育する爲庶民學校以上の教育機關を必要とし、斯くて經濟的事情の爲に男女共學の學校を起せるなり、斯の如

く最初は主として經濟的關係より共學組織の學校の設立を見たるが、亦主義の上より建てられしものもなきにあらず、瑞典に於いて、又同時に北「スカンデナヴィア」に於いて、混合學校の最も古きものは一八七六年「ストックホルム」に建てられたる「ブラクチカ、アルベエツスコオラン」即ち後に「バルムグレンスカ、サムスコオラン」と名づけらるゝものなりとす。

高等女學校及高等男女學校「ストックホルム」女子師範學校及共學的實科學校並に私立學校を除くは必ずしも其組織を一にせず、或るものは女子師範學校の範に倣ひ、或るものは實科學校の則に據れり、高等女學校は一般に第一類に屬するも次に掲ぐるが如き八級の高等科を設置することなく、經濟的關係より或は七級或は六級に短縮せらるゝもの尠からず、又共學組織の學校は主として第二類に屬せり、或高等女學校及混合實科學校にありては其生徒をして完全學校の得業試験に應せしむ、此目的の爲に通常三級制の正則中學科を其本科に接續設置す、一九〇七年には此種の學校數十二を算し、内「ストックホルム」所在のもの九を算せり。

國立高等女學校及混合學校の數は一九〇七年に於いて合計百十五校とす、又右

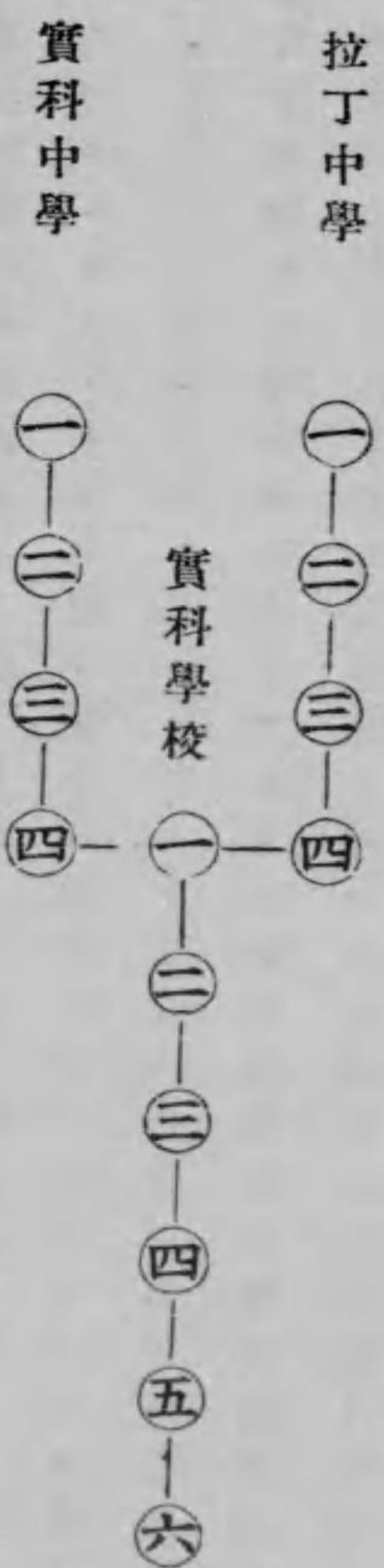
の學校の爲に支出せる國庫補助額は一九〇八年の會計年度に於いて總額五六、八〇〇〇句に上れり。

(備考一)高等女學校の課程に就きては次に掲ぐる女子師範學校課程表を參看すべし。

(備考二)男女混合の實科學校は瑞典にては之を「サムスコオラ」と稱す。獨逸語に「ゲザンムトシュウレ」又は「ゲマインシュウレ」と譯するもの是なり。

(備考三)瑞典の一般學制左の如し。

一般學制



從來此國の教育制度として二段若くは三段若くは五段より成る教育機關

存せしが、一八九九年に設置せられたる委員會は從來の制を廢して更に二段より成るものとせり。即ち實科學校及中學校是なり。而して在來の機關は其生徒數に依り或るものは廢校となり、五〇人以上一〇〇人以下の生徒數を有するものは男女混合の實科學校となり、更に大なる生徒數を有するものは男子の實科學校と變更せられたり。此委員會が斯の如く場合に依り男女共學制を採用せるは全く實際上の經濟關係よりせるものにして小都市にて男女各別の學校を設立するは其土地の負擔を大ならしむる所以なればなり。而して此共學制採用の風紀上の結果に關しては委員會は別に憂ふることなかりき。是れ此制度を實施せるは比較的の小なる土地にのみ限られ生徒に對して校の内外共十分なる監督を加へ得たればなり。

第二款 女子師範學校

女子師範學校は豫科及高等科の兩科より成立す。豫科は三級より成り、高等科は八級より成る。

- (一) 滿十八歳以上なること。
 - (二) 八ヶ年制高等女學校の卒業試験受験者、若くは之と略同等の學力證明を有すること。
 - (三) 高等女教員教習所の入學試験に合格せること。
- 一九〇八年の會計年度に於いて高等女教員教習所の爲に支出せる國庫補助額は七〇九〇〇句とす。

第三節 那 威

第一款 高等女學校

沿革

那威に於ける高等女學校の沿革並に其現狀を左に略述すべし。
 此國に於ける女子教育の萌芽は前世紀の初葉にも之を認め難からずとするも其稍體形を成したるは一八五〇年代に「ハルトウィヒ、ニッセン」が創設せる女學校を嚆矢とすべし。此校は初め豫科及二學年を一學級とする學級四より成りしが、十五年の後一學年一學級の制に改めらる。而して之と同時に男子學校にして亦十學級よ

り成る女子科を設置し、六歳より十六歳までの女子を之に修學せしむるものあり。其教科目は宗教、那威語、歴史、地理、計算、博物、獨逸語、佛蘭西語、英吉利語、習字、手工、圖畫、唱歌及體操にして大抵毎週三十時間宛の授業あり。右の外各市に於いても「ニッセン」の學校に倣うて私立女學校の設立せられしもの尠からず。

一八五〇年代の終りに至りて「ベルゲン」及「クリスチャニア」に於いては成長せる女子の學修の爲に設けられたる學校と男子學校と結合して女教員養成の用に供せらる。一八七八年六月女子の中學校試験受験に關する規程發布せらる。是より先一八六九年男子に對する中學校試験規定發布せられしが其後女子も其生活上の地位の上進より一定の學力證明を要することとなり、斯くて此要求に應ずるが爲に女子も十七歳以上二十歳以下の年齢に於いて男子と共に中學校試験を受くることを許されたり。然るに此試験に應ずる學力の養成は私立學校のみにて十分なる能はざりしを以て或私立學校は文部省に向ひて試験科目を改めて女子の爲に更に適應するものとせむことを建議し、其結果前述の法令に於いて女子の爲に別に規程することとなりしなり。而して此新規程の結果は十級制の女學校に於いて

更に中學校の課程を有する一ケ年の副科(中學科)を置くこととなりしが、副科を修了して中學校試験を受くる者稍々多きを致し隨て全學級に亘りて課程の変更を促し、乃ち此十一ケ年制の學校は十五歳以前と以後とにありて二部に分たるることとなれり。斯くて此校の發達と共に地方自治體の之を經營し補助するもの亦稍く多し。

一八八四年に至りて右の學校と併行して男女共學制の學校設けらる、多くは地方自治體之を經營せるも亦政府の設立に係るものなきにあらず、而して此結果從來の多くの女學校及女子科は閉鎖せられたり、而して此新制の學校にありては男子に比して女子の卒業期限一ケ年間長し、之が爲には女子をして最上級に二ケ年留らしめ別に科外講義を授くるものあり、亦最上級の上に更に一ケ年の特別級を設くるものあり。

此後女子教育の事は尙幾多の變遷あるも大體の傾向としては純然たる女學校に對しては政府は次第に其補助を停止し、之に反して共學制の學校は益々盛運に向へり、但大都市に於ける高等女學校は十分獨立の發達に堪へ、而して多くは中學

校試験を其目的としたり、一九〇二年に於いて中學校試験の權利を有する私立高等女學校數は全國にて一四を數ふ、即ち「クリスチヤニア」六、「ベルゲン」四、「ドラメン」一、「フレドリクスタット」スタヴァンゲル「ドロントハイム」各一なり、而して此私立學校中六は男子、六は女子、二は男子共同の校長を戴けり、教授數は女教員二〇三、男教員五九にして、生徒全數は一八九九年より一九〇〇年に亘る學年度に於いて三一八七を數ふ、此外「ドロントハイム」に於ける市民實科學校女子部の生徒數二三八なるを以て試験權利を有する學校生徒數との合計は三四二五に上れり、而して當時國立市町村立及私立の試験權利を有する男女混合學校の女生徒數は三〇一七にして前者よりは少しく少し、但當時にありて國立及市町村立の學校は漸時其豫科を廢止しつつありたるに反し、私立學校は尙之を存せしことを注意せざるべからず。

是より先一八九七年三私立女學校長は一八九六年制定に係る小學五年級の上

に四ケ年制の中學科を置く制度を改めて五ケ年制の中學科となし、此一ケ年の延長に依りて一方一日の授業時間數を減じ、一方生徒の學力を一層十分ならしめむことを建議せり、而して政府は此建議を採用し爾後多くの學校は此制に基きて其

教科目を按排し、斯くて五ヶ年を豫科とし、五ヶ年を本科とする十ヶ年の女學校を存することとなり。左に此種の女學校に於ける課程表の一例を示すべし。

一	二	三	四	五	六	七	八	九	
宗 教	那 威 語	獨 逸 語	英 吉 利 語	歷 史	地 理	博 物 學	計 算 及 數 學	圖 畫	
十 級	二	六					四		
九 級	二	九			二		四	一	
八 級	二	七		三	二		四	一	
七 級	二	七		三	二	一	四	二	
六 級	二	六		三	二	一	四	二	
五 級	二	五	六	三	二	二	三	二	
四 級	二	四	四	五	三	二	四	二	
三 級	二	四	四	四	三	二	四	二	
二 級	二	四	四	四	三	二	五	二	
一 級	一	四	四	四	三	二	六	二	

①	一	二	三	四	五	計
習 字	手 工	體 操	唱 歌	家 事	佛 蘭 西 語	
三	三	三				一八
三	四	三				二四
二	四	二				二七
二	四	二	一			三〇
二	四	二	一			三〇
一	三	一				三二
	二		一			三三
	二			一		三二
	二			三		三三
	二					三三

(備考)授業は午前九時に始まり午後二時に終るを通例とするも各級一定せず。又毎時間は四十分を以て一單位とせらる。即ち十級にありては九時五十分より十二時二十分まで、九級にありては九時五十分より一時十分まで等なり。

- (一) 二週間に一回一時間づゝ習字に使用せらる。
- (二) 習熟せる生徒に對しては隨意とす。
- (三) 此外に毎週二時間英吉利語獨逸語交互にて會話練習あり。

第二款 女子の中學卒業

六〇八

現制にありては中學校に於ける國家試驗は生徒の卒業に際して執行せられ女子の之に合格して更に専門の學程に進む者尠からず。一九〇一年の統計に據れば全國に於いて一四五八人の男子と八九六人の女子と中學試驗を受け、其内一三〇九人の男子と八四二人の女子と之に及第せり。即ち其合格の百分比は男子九〇に對し女子九四なり。

舊制に據れば女學校と高等中學ギムナジウムの試験との間には大なる徑庭ありしが、其後拉丁中學と高等中學とを連續せむとする企あり。一九〇〇年に至りて、クリスチヤニアに於ける三大女學校は協同して各校交互に一學年級の高等中學科を設置し、是等の高等中學科に順次三ヶ年間學修せる者は語學及歴史に對する高等中學卒業アビテコエンツン、エキザメン試驗を受くるを得べきことを制定せり。新制の高等中學は女學校よりの入學を顧慮して改正せられしものにて、殊に語學及歴史を目的とする高等中學にありては女子の爲に入學の便益を計るところ多し。

一八八二年初めて女子に對して高等中學卒業試驗受験の機會を與へしより以來年々受験者の數を増加し一九〇一年までには三三〇人の合格者あり。而して是等の合格者は一部は公立學校に於いて學修せる者なるも、大部分は私立學校及混合學校の出身に係る者なり。又一九〇一年度の合格者三四人中四人は拉丁中學出身者にして、三〇人は實科中學を経たる者なり。

一八八四年以來女子の中等教員を志望する者は大學に入りて語學的及實科的學修をなすことを許可せらる。

第四節 丁 抹

丁抹に於ける女子教育の沿革並に現状の概要を左に略述すべし。

此國に於ける高等女學校は比較的近時の創設に係れり。十八世紀末にも一種の高等女學校の設立せられしものありしも、固より甚だ不完全のものたるを免れざりき。十九世紀の中葉復た學校設立の氣運を昂め處々に私立の高等女學校の設けらるるあり、斯くて是等の高等女學校は何れも其後順當なる發達をなし、内部に於

いては教授科目の整頓、教員の改善等を致し、外部に向ては政府及公衆に對して確なる基礎を得たり、而して此國女子教育事業の功勞者としては「ツアアレ」夫人を擧げざるべからず。同夫人が一八五一年に創設せる高等女學校には「ツアアレ」講習科なるものあり、是れ高等女學校女教員の養成を目的とするものなり。

右の女學校に於ける教科目は初め國語近代語及歴史なりしが後に博物を加へ一八八二年に至りて一般數學を加へらる。女子の技藝の教授は新式方法殊に瑞西の方法に據りて改良せられ、最近に至りて家事の科目亦其課程に加へられたり。

一八八一年より高等女學校に於いて一般豫備試験を課せられ、是より此學校は其目的を確立し且實科學校に倣うて其組織を一定することとなれり、右の一般豫備試験は口述及筆記の二部より成り、一般に實科學校の卒業に際して課せらるるものにして、普通教育の學程を了へたることを證明すると共に更に進みて専門教育を受けむとする者に對し基礎的資格を與ふるものなり。

實科學校及中學校に關するものの外一般の高等女學校に就きては官の報告なきも現時多くの都市には一校若くは數校の高等女學校ありて中には國庫補助を

實科學校

受くるものあり、教員は「ツアアレ」講習科出身若くは女教員檢定試験受験者にして亦往々大學教育を受けし者あり、校長は多く女子に限られたり。

實科學校は一般に三ヶ年級の豫科と四ヶ年級の本科とより成り、滿十六歳を以て修了するものとす。一八九九年には全國に於いて女子のみの實科學校三三を數へ、混合學校に在學せる女生徒數との合計は六九五五人、百分處男子生徒六三・六に對し三六・四を算せり。

中學校

一八七五年以來女子の大學に入りて學修することを許可せられ、隨うて女子の中學の學程を履む者稍く多し、現に中學校は何れも男女共學なるが、特に女子の爲に設けられたる者首都に二校あり。

大學

一八七七年より一八九九年に至る二十三ヶ年間に女子の大學に入學せる者二三人を算せり、但此内には選科生として入學せる者あり、亦「ツアアレ」講習科の出身に係る者あり。

第四章 以太利

第一節 沿革

此國の女子教育機關は千有餘年の歴史を有し其消長は僧園生活の歴史と相結合せり。記録に據れば既に一一〇年の頃「アッシッシ」の「メネデクチン」尼徒が中等階級の女子を預りて教養せること明なり。尤もこは初め第一回「コムミュニオン」の準備として企てられたるものなるが後には正則の女生徒として收容教育するに至れるなり。其他「ベルギア」に於ける「クロスタア、サンタ、マリア、デ、モンテルウセ」の「アウグスタン」尼徒（一三〇〇）、「グイコ、ペラゴ」に於ける「クロスタア、聖ニコラスノベロ」（一三〇〇）等が少女を收容して其教育の事に與れるあり。十三世紀に於いて「ジウリアナ、フアルコニエリ」は「フイレンツエ」に「セルボテン」オルデン、ブルシユウニスアルシ「尼徒教團」を創設せるがこは當時女子の教育を目的とせるものなりき。凡そ此國に於ける女子教育の沿革は頗る複雑多様なるが其大要は一九〇〇年九月各都局長より文部大臣に提出せる報告書に之を編述せり。

新しき女子教育機關に關する國民的施設は今日尙限制ありて甚だ擴大せず。一八九五年の法令には女子教育に關し何等規定するところなし。尤も政府は公設の學校に對して指令を與へ「トスカナ」の「コンセルヴァトリウム」及「シシリ」の「コレエヂヂ、マリア」に於いて當時採用せる様式に改良を加ふることの注意をなせり。政府の管理を受くる斯の如き女學校は五校あり「パレルモ」「ミラノ」「ヴェロオナ」「フイレンツエ」及「モンタナ」に於けるもの是なり。是等の諸校は九ヶ年級若くは十ヶ年級より成り、將來の女子に必須なる各科目を教授す。凡べての他の古典的及技藝的諸學校も近時稍く女子の爲に開かるることとなり、而して現今は女子の大學の學程に進む者尠からず。

一般に此國の女子教育機關は正則なる教育學的原理に準據せるものとは云ふことを得ず、而して其多くは工業的又は技藝的傾向を帯びたり。凡そ一萬人の女子は公立の古典的若くは技藝的諸學校及師範學校に於いて教育を受くるも、更に大なる數（一九〇〇年には約十萬人）は世俗的又は宗教的僧團に於いて教育せらるるなり。

第二節 一般女學校

一九〇〇年に於ける女學校の一般狀況は左表に示すが如し。

一校數	公學		私學				宗教的經營		計
	世俗的	宗教的	教育的經營	慈善的經營	複經營	世俗的	宗教的		
一 校	八六	四七二	四	一五九	三九	一	四四五	一七〇	一四一九
二 寄宿生	二四五	二九七〇	八三三	七七一	一四九七	六三	一六五八七	七〇四四	四八六七七
三 通學生	六九四〇	二七四〇	二七三	四八五四	一四八一	—	一二七九七	三五八九	五、九二七九
四 初等科學校	四	一〇	—	一〇七	二	—	二四八	七〇	四四五
五 初等中等科學校	八二	四六一	四四	五二	二	—	一九七	一〇〇	九八四
六 初等中等高等科學校	六二	三三五	四三	一	一四	—	五四	四二	五四三

（備考）右表中には男子學校に於ける女子部は全く之を含まず。

第三節 女子技藝及職業教育

目的

最近に至りて二三の都市に女子技藝學校の設けられるものあり、又農工務省の管理に屬するものに女子職業學校あり、其目的は必ずしも一樣ならざるも一般目的として女子の地位の向上並に道德的及經濟的狀態の改善を掲ぐることに勿論なり。

各校の特殊目的を概説せむに、パリ及ミラノの學校は職業上將來必要とすべき藝術的並に工業的科目を教授するを目的とし、ボロニア及カタニアの學校は女子の一般修養に資すべきことを目的とし、クレモナ及フィレンツェの學校は主として商業上の知識を興ふるを目的とし、フォルリ及ナポリの學校は家事經濟を教授するを目的とし、ジエノヴァ及マントヴァの學校は家庭及職業上の經濟事務を教授するを目的とせり。

入學資格

教授の程度は各校別に差等なし、入學資格は必ずしも同一なるべきことを規定せざるも、入學年齢は各校に於いて略一定せり、例へば、フィレンツェの商業及職業

修業年限

學校は十一歳以上十八歳以下、同市の王立レオポルド女學校は六歳以上十歳以下、ジエノヴァの職業學校は十三歳以上と規定せるが如し、一般としては小學校卒業以上なるべきことを要求せり。

修業年限は不定なり、但多くは十八歳を以て其學修を了ふるものとす、パリの學校には各種の科ありて裁縫、造花及圖畫は四ケ年、打紐、刺繡、火斗は三ケ年、機械刺繡は二ケ年とす、ボロニアにては二ケ年を必須として一般の修養に資し、更に二ケ年の隨意科あり、洗濯、裁縫は五ケ年、裁ち方、六ケ年、裝飾術、刺繡等四ケ年なり、其他の諸校概ね之に准ず、而して是等特殊技術の修了者には免許狀及證明書を與へらるることあり、但其等は中學校に於けるものと其價值を同うせず。

一般教育

以上の技藝又は職業學校にありても多くは一般修養の爲の科目を有せり、例へば、カタニアにては以太利語、簿記、佛蘭西語、幾何畫法等あり、フィレンツェにては國民經濟、國語及衛生等の科あり、フォルリにては歴史、地理、算術、簿記等の科あり、其他亦大同なり。

學校分布

此種の學校の分布左の如し。

バドヴァ
ピサ
ロオマ
シエナ
シラクサ
グオルテラ
計

二	一	一	一	三	一	一
八						

所在地
バリ
ボロニア
カセルタ
カタニア
チエチ
クレモナ
フィレンツェ
フォルク
ジエノヴァ
ルゴ
マントヴァ
ミラノ
ナポリ

校數												
三	二	一	一	三	一	三	一	一	一	一	一	一

第五章 佛蘭西

第一節 概説

一八六七年「デュリュイ」大臣は各都市に於いて較々程度高き女子教育機關を設けむことを企圖し而して未だ其效果を實現するに至らずして已みしが、共和政府が更に之を擴張設定するに及びて稍く今日の制度を確立するに至れり。一八七九年「ジュウル、フェリイ」は始めて女子の高等教育を實地に施すこととなり、此基礎の上に一八八〇年十二月二十一日の法令は制定せられたり。翌一八八一年七月には女子の中等教育機關として中學及地方中學校の兩種を制定せしが別に市立講習會なるものありて自ら三様の種別を生ぜり。但右の市立講習會は多くは將來中學若くは地方中學校に改造せらるべきものとす。

右の女子中等諸學校の女教員の養成は「セエツル」女子高等師範學校専ら此に當れり。

左に順次右諸種の學校の概要を略述すべし。

第二節 女子中等教育機關

女子中等教育機關は中學、地方中學校及市立講習會の三種より成ること前節に述ぶるが如し、中學は政府の直轄にして地方中學校及市立講習會は共に自治體の經營に係れり。

各種學校の組織は略同一なり、其入學年齢は何れも滿十二歳にして五ヶ年を以て修了するものとす、而して前二者は必修科目の外に選擇科目あり、各種學校に於ける教授科目左の如し。

- (一) 修身
- (二) 佛蘭西語及一種以上の近世外國語
- (三) 古今文學
- (四) 地理、地文及天文
- (五) 國史及世界史梗概
- (六) 算術、平面幾何、化學、物理、及博物

教科目

教員
校數

(七) 衛生
 (八) 家事經濟
 (九) 裁縫
 (一〇) 普通法律
 (一一) 圖畫
 (一二) 音樂
 (一三) 體操

中學にありては第一期の終りに於いて試験に及第せる者は中等學修證書セルチフィケート、ディプロマ、コンプレクを受く、第二期の終りに於いて試験に及第せる者は卒業證書ディプロマ、ディグリーを受く、右各種學校に於ける教授は女教員之に當るを以て原則とし、其不足の場合に限りて男教員を用ふるものとす。

一九〇四年の調査に係る各種學校數左の如し。

中學 四一
 地方中學校 三〇

第三節 「セエヴル」女子高等師範學校

本校は女子中學及女子地方中學校の校長及教授の養成を目的とするものにして其修業年限は三ヶ年とす。文科及理科の二部より成る。

本校の入學試験を受けむとする者は十八歳以上二十四歳以下にして女子中等教育得業生、高等普通學得業生、又は「パンソリエ」の有資格者たることを要し、且大學區長官の任命せる三人の醫師に由る健康證明を有する者に限らる。

入學試験は筆記及口述の二部より成る。筆記試験は各州の首府に於いて執行し口述試験は「セエヴル」に於いて之を課するものとす。

學生は二年にして二學年修了證書を得るに非ざれば第三學年に進入するを得ず。而して此修了證書を得る能はざる者も女子中學の初等教員又は講師行は女子地方中學の講師として任命せらるるを得。三學年全科卒業者は教官資格を得て女子中學及女子地方中學校の教授となる。

入學資格

進級規程

服務年限

教員適任
證試驗

前述の資格を有せざる者は大學區長官の推薦と中等教育會議の詮衡とにより一ヶ年間本校に入りて教官資格受験の準備をなすことを得。本校出身の服務年限は十ヶ年とす。

(備考)本校入學試験規定に關しては調査報告書第二卷「中等教員養成の研究」第一篇第二章第四節に較々之を詳述せり。

第四節 女教員檢定試験

女教員檢定試験に關する規定は男教員に關するものと略同一なり。其大要を略述すれば左の如し。

女教員檢定試験に二種あり。

(一) 教員適任證試驗セルファイカ、フテチユウ 女子中等教育得業生又は高等普通教育得業生の資格ある者之を受く。此試験に更に四種あり。

(甲) 外國語教員適任證試驗(英、獨、以、西)。

(乙) 中學前期教員適任證試驗。

(丙) 圖畫教員適任證試験

(丁) 體操教員適任證試験

(二) 教官資格試験 アケレガシヤン 學士號を有する者又は教員適任證を有する者之を受く此試験に八科あり何れも豫備試験及本試験の二部より成る。

(備考) 教官資格試験に關する規定は調査報告書第二卷中等教員養成の研究
第一篇第二章第三節に較ぶ之を詳述せり。

第五節 「フオントネイ、オオ、ロオズ」初等教育

女子高等師範學校

本校は女子師範學校及女子高等小學校の教員養成を目的とするものなるが茲に其大要を附録すべし。

本校は文科及理科の二部より成り、修業年限は各三ヶ年とす。

入學は試験に由る、其候補者は十九歳以上二十五歳以下にして高等普通學得業生、中等教育修了者又は「バシリエ」の資格ある者たるを要す。

入學試験は各州首府に於いて舉行する筆記試験及本校所在地に於いて課せらるる口述試験の二部より成る、其試験科目及其他の諸規定は凡べて「サンクルウ」初等教育男子高等師範學校に准ず。

大學

中學

第六章 自餘の歐陸諸國

第一節 白耳義

此國にては女子も大學學位を受くるを得べく、醫學士若くは藥劑士としては之に相當する權利を許可せらる。一八九五年より一八九七年に度る三ヶ年間に於いて「ガン」大學に八名の入學者あり、而して内二名は數學及自然科學科にして六名は醫學科なり、又「リエエジ」大學には三十九名の在籍者ありて内三名は哲學科、十一名は數學及自然科學科、二十五名は醫學科なりとす。

上級中學及下級中學は何れも男女共學なり。

家事學校若くは家事級は女子小學校及女子補習學校に附屬して設置せられ、農務省の管理に屬せり。

第二節 和 蘭

和蘭の女子中等教育機關は左の三類に大別せらる。

- (一) 高等市民女學校
 - (二) 高等市民學校
 - (三) 女子實業學校
- 以下順次其大要を略叙すべし。

第一款 高等市民女學校

高等市民女學校は市立州立若くは私立にして稀に國庫補助を受くるもの、外政府の指揮監督を受くることなし。

入學年齢は滿十二歳以上にして小學修了者を收容するものなり。修業年限は凡べて五ヶ年とす。

教科目は通常左の諸科より成れども必ずしも一定せず。

- 數學 物理 化學 博物 歴史 地理 國語 佛蘭西語 英吉利語 獨逸語 裁縫 圖畫 體操

「アルンヘム」の女學校にありては右の外第五學年級に於いて人體解剖、衛生及家

庭療法等の諸科を課し、其他の諸校亦多く之に類する特殊科目を有せり。

高等市民女學校の卒業者は希臘語及拉丁語に就きて更に二ヶ年間の自修を成したる上にあらざれば大學及「デルフト」工部大學校に入學することを得ず。嘗て女學校の第五學年級に於いて大學志望者の爲めに別に課程を定め更に一ヶ年修業年限を延長して直に大學に接続せしめむことを提議せられしが、一九〇〇年の報告には未だ之が實行を見るに至らず。

第二款 高等市民學校

人口一萬以上の都市にありては何れも男女共學の高等市民學校一校以上を設置せり。

高等市民學校に二種あり五ヶ年制のもの及二ヶ年制のもの是なり。一八九八年には全國の高等市民學校七十七校中甲に屬するもの五十四校、乙に屬するもの二十三校を算し、又生徒全數八千四百四十三人中女生徒六百三十人を算せり。

入學年齢は普通滿十二歳以上にして試験の上入學せしむるものとす。但高等市

民女學校所在地の女子にして此種の國立學校に入學せむとする者は内務省の許可を得べきことを規定せり。

高等市民學校の教科目左の如し。

教科目
數學 力學 物理又は工學 生理又は地文 經濟 世界の現狀 國民的及地方的制度 地理 歷史國語 佛蘭西語 英吉利語 獨逸語 商法 簿記 習字 自在畫 幾何畫法 體操

第三款 女子實業學校

特に女子の爲めに設けられたる實業學校に女子工藝學校及家婦學校あり。女子工藝學校は小學卒業以上の者を入學せしめ修業年限三ヶ年にして更に一ヶ年の補習科を置き裁縫、簿記、衛生、育兒、應急療法、食養論等を教授するものとす。家婦學校は更に家政科、制烹科、家事經濟科、教員養成科等凡べて二十二科に分たる。入學資格修業年限及教科目等は各科に依りて異同あり。

第三節 瑞 西

第一款 一二等學校

二等學校は多く男女混合學校なるが、亦特に女子二等學校の設立せらるゝものあり。

入學年齢は十歳乃至十二歳を普通とするも、ジエネエツの如きは一般に十三歳なり。修業年限は多くは三ヶ年とす。

第二款 高等女學校

高等女學校は男子の中學校に相當するものにして比較的近時の設立に係れり。州立市立及私立なり。

左に此種の學校の一、二の例を掲ぐべし。

第一例、「チエウリヒ」高等女學校。

入學年齢は滿十五歳にして左の四科あり。

第二例

- (一) 女教員教習科。四ヶ年制にして上級に於いて更に獨逸語科、佛蘭西語科、英吉利語科、拉丁語科、數學科、博物科、歷史科及地理科に分たるものとす。
 - (二) 商業科。二ヶ年制にして特に近代語及商業の學修に注意す。
 - (三) 補習科。三ヶ年制にして少くとも三科目(内一科目は近代語)一週八時を必修とし、其他は選擇とす。
 - (四) 外國科。獨逸語を母國語とせざる生徒にして獨逸語の學修若くは其他の事情に由り「チュウリヒ」に居留するものに對して各期間開かるものとす。
- 第二例。「ベルン」市三女學校。
- 此學校は五ヶ年制の二等學校部と高等女學校部との二部より成れり。二等學校部の入學年齢は滿十歳にして、高等女學校部の入學年齢は滿十五歳とす。
- (一) 女教員教習科。三ヶ年制とす。
 - (二) 商業科。二ヶ年制とす。
 - (三) 補習科。

第三例

- 右各科の組織は「チュウリヒ」に於けるものと大同なり。
- 第三例。「ジネエエツ」州立二等及高等女學校。
- 七ヶ年制にして入學年齢は滿十二歳なり。下級部及上級部の二部より成る。上級部は更に左の二科に分たる。
- (一) 文學科。第六及第七の二學年級より成る。
 - (二) 教育科。右に同じ。
- 右兩科には必修科目の外左記の選擇科目あり。括弧内の數字は毎週の時間數を示す。
- 佛蘭西語史(一)
 - 歷史及拉丁文學(二)
 - 萬國史(二)
 - 哲學史(二)
 - 美術史(二)
 - 民法及商法(二)

第三款 大學

各州大學は皆女子の聽講を許可し、出席者の數亦尠からず。

第四款 女子職業學校

各州皆女子の職業教育を以て國民教育の一部となし諸種の技藝及家計學等を修めしむるものなるが、其他各州に於いて何れも別に女子工藝學校、刺烹及家計學校、織物及刺繡學校等の一種若くは數種を有せり。其一二の例を示せば左の如し。

第一例

「フライングチユウリヒ」女子業務學校。

之に左の二科あり。

- (一) 裁縫科。入學年齢は十四歳にして、三ヶ年を以て修了するものとす。
- (二) 洗濯科。入學年齢は十五歳にして、二ヶ年を以て修了するものとす。

第二例

「チユウリヒ絹織物學校。

入學年齢は十五歳にして、四學期を以て修了するものとす。

第四節 希臘

第一款 高等女學校

沿革

此國に於ける高等女學校の基礎を成したるものは一八三六年に設立せられたる雅典第一中央女學校なりとす。抑希臘獨立以後其國庫は尙甚だ豊ならざりしを以て政府は先づ最も急要なる男子學校の設立を先にし女子の學校は後に至りて之を設けむとする方針を定めたり。然るに國民中特志の者あり、政府の力の及ばざるところを輔けて女子學校を設けむことを唱導し、校友組合なるものを組織して其目的の爲に普く寄附金を募集せり。初めは其醜金甚だ多からざりしも次第に盛況に向ひ皇后「マリア」の下賜金及富豪の寄附金等に依りて一八三六年雅典に於いて中央女學校を設立するに至りしなり。

其後女子教育の事業は稍く盛にして女學校の設立せらるゝもの益、多し。亦女子が男子學校に入學することも現に一般に行はる。但此國には「ホオメル」時代の思想尙流行し、女子の職分は家事にのみ限らるべきものと考へられ隨て地方にありては男子の教育に比して女子の教育は一般に稍、冷淡なるの傾向なきにあらず。

現制に據れば女學校の教科目は手工科を除くの外は六ヶ年制の男子學校と略同一なり。八ヶ年制の高等女學校は全國各大都市に存する國民教育會の設立に係

現制

るものと私立のものとなり、而して政府は凡て是等の學校を監督し其教職員を
試験し又は教案を認可するの權能を有す。
左に一例として雅典高等女學校の課程表を掲ぐ。

一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇		
宗 教	希臘語	算術及幾何	歷史	博物學	地理學	佛蘭西語	家庭教育學及家計學	習字	圖畫		
八級	二	六	三	二	一				三	一	
七級	二	六	三	二	一				三	一	
六級	二	八	三	二	二				三	二	
五級	二	八	三	二	二				三	二	
四級	二	九	三	二	二	三	一	二	二	二	
三級	二	九	三	二	二	三	一	二	二	二	
二級	二	九	三	二	二	三	一	二	二	二	
一級	二	九	三	二	二	三	一	二	二	二	

一	二	三	計
唱 歌	體操及遊戲	手工及技藝	
一	三	三	二五
一	三	三	二五
二	三	四	三三
二	三	四・三	三三
二	三	五	三三
二	三	五	三七
二	三	五	三七
二	三	五	三七

第二款 女教員教習所

一八六〇年「エビルス」の醫師「アルサキス」は其金資産五十萬法を前述の校友組合に寄附し組合は此資金を以て「アルサキス」の希望に従ひて新なる校舎を建築せり。是れ即ち「アルサキオン」と名けらるるものにして現に國內各地より集れる女教員の教習所たり。又右の組合は一九〇四年一百萬法以上の資金を投じて國外女教員の爲に別に教習所を設立せり。

右の校友組合は女教員教習所設立の特權を有するものなるが一八八二年以來獨逸の教育制度は此組合の凡ての學校に採用せられたり。現に此組合の經營に

係る女教員教習所五校あり、即ち雅典に二校「コルフ」「バトラス」「ラリッサ」に各一校とす、凡べて三ヶ年制にして何れも別に八ヶ年制の附屬練習學校を有せり。
 女教員教習所に於ける教育學科は多く獨逸に於いて特別の研究を積める優秀なる教員をして之を受持たしむるものとす。

第三款 統計

希臘本國及土耳其の希臘地方に於ける女教員の大部分は「アルサキオン」出身者なり、小學校は元男子學校のみなりしが後女子の入學を許可し都市にありては特設の女子學校を設けたり。

一八五八年に於いて當時王國の建設後既に二十五年を経過せるに拘らず公立女子學校の數は全國に於いて僅に五十二校にして生徒數四七五三を算せるに過ぎず、但其後次第に其數を増加し、一九〇一年の政府統計に據れば全國女子學校の統計左の如し。

公立女子學校數

五九一

女教員數

八八四

生徒數

四、七九六〇

私立學校數

一〇一

學校數合計

六九二

生徒數合計

五、一七九八

右の數字は之を五十年前のものに比較すれば大なる進歩を示すものたるに相違なきも男子學校數が二七二六なるに對比しては決して多しと云ふべからざる
 こと勿論なり。

第七章 英吉利

第一節 女子の中等教育

英國に於ける女子の中等教育は、英蘭、威爾斯及「モムマウスシャイア」、蘇蘭及愛蘭の四區に於いて多少の異同あれども、今姑く英蘭に於ける現制の一斑を敍して大體を髣髴するの科に供せむとす。

此國の中等教育に關する現行の制は一九〇九年八月一日以後の實施に係るものなり。此制に於いては一般に中等學校は通例十二歳以上十七歳までの生徒を在學せしめ、四學年以上の學級を有すべきものたることを規定せり。

中等學校に於ける教科目は地方に由りて一様ならざれども右の規程には其大體を規定せり。即ち必修科目として英語、英文學、外國語一種、地理、歴史、理科及實習及圖畫を課し、外に遊戯、體操、手工及唱歌の選擇科目あり。而して女子中等學校にありては更に家事科を加へ、裁縫、割烹、洗濯、家政、家事、衛生の諸科に就きて實用的教授を施すものとす。此家事科は十五歳以上の生徒に對しては理科及算術を除く他の數

學の一部若くは全部に代へて教授せらるるを得。
一九〇七年の調査に係る英蘭及威爾斯に於ける女子中等學校及混合學校在學の女生徒數左の如し。

女子中等學校	一、一四二三八
混合學校	一八七四一

此國にありては女子の中等教員たる者甚だ多く、其數却て男子教員に優れり、而して是れ一は女子の高等教育が此國に於いて特に甚だ盛なるに因る。乃ち次節に於いて女子の大學教育に就きて其概況を覽むとす。

第二節 女子の大學教育

第一款 劍橋大學

一八六九年一の委員會は、ヒッチンに於いて中等學校に對して男子大學と同様の地位を有する女子大學校を設立し翌年其學生に對して劍橋大學の豫備試験と同様の科目に就きて私の試験を課したり。一八七二年此大學校は「ギルトン」大學校

として劍橋大學に編入せられ、一八七三年には劍橋を距る二哩の地に移轉し、一九〇二年更に校舎を増設せり。

「ギルトン」大學校の維持者は男女全く同様の標準によりて教育すべきことを主張し女子の爲に特別の試験を施すは女子の學力を降下する所以なりと思惟せり。然るに他の一方には程度に於いて必しも高低なくとも女子には女子に相應する特殊の試験を行ふべしと論ずる者あり。一八六九年劍橋の地方試験委員は後論者の請願に基き十八歳以上の女子に對する試験を制定せり。現に高等地方試験として行はるるもの是れなり。

女子の特別試験準備の目的を以て講義委員會なるもの組織せられ一八七〇年其講義を開始せり。一八七一年十月講義出席者の爲に劍橋に一の舎宅を設けしが、一八七五年には「ニウン」學院として開校し、尋いで一八八〇年「ニウン」大學と變更し、次第に發展して今日に至れり。曩に組織せる講義委員會は一八七三年に至りて劍橋女子高等教育改進會と變更せしがやがて解散し、一八八〇年には新に「ニウン」大學會なるもの起れり。

右の「ギルトン」及「ニウソム」の兩大學は同一大學區内に在りて相共同して各其主義とするところに力を盡しつゝあり。

女子に對して私の大學試験を行ふことは一八八一年まで繼續し「ギルトン」及「ニウソム」兩大學の學生にして之を受くる者多し。一八八一年には一般に「バツチェロル、オブアアツ」に對する大學の學位試験を受くることを許可し、當該級の大學證書を授與することとなれり、但牛津に於けるが如く女子の直轄學級あるにあらず、又外來學生の入學を禁せるを以て右の特權は主として「ギルトン」及「ニウソム」兩大學學生に對してのみ之を許可するなり。大學各科は凡べて二大學の學生に對して之を開くも醫科は尙例外とす。

第二款 牛津大學

一八七九年以前牛津大學は種々なる講義を女子に對して開きしが其年に至り是等の講義とは別に計畫せる講義機關の完成ありて以て今日の組織を成すに至れり。此大學の高等地方試験は一八七五年認可を得、一八七七年より之を開始し、一

「レデニ、マルガレット」
「ソオメルズ」
「ソオメルズ」
學院

「セント、ヒルダス」
「セント、ヒルダス」
學院

九〇一年まで女子に對して之を開放せり。一八七八年牛津女子教育改進會なるもの女子教育の系統を設定し維持せんが爲に設立せらる。同年亦「レデニ、マルガレット」學院なるもの英國教會の主義の上に設立せられ、翌一八七九年には「ソオメルズ」學院と稱するもの全く宗派の關係なくして設立せらる。一八七九年十月右の兩學院は開かれ改進會は其第一の講義を開始することとなれり。

右兩學院は何れも其行政機關として各別の會議を有するものなるが、改進會は別に兩學院共通の商議機關たる地位を有す、而して何れの學院にも屬せざる改進會自身の學生を有し一八九三年には公然在宅學生として之を承認し特別なる委員會の下に之を置くこととせり。

一八八六年「セント、ヒルダス」學院設立せられ、一八九六年「セント、ヒルダス」學院獨立開始せらる。而して前掲の「ソオメルズ」學院は一八九四年に至りて大學校と稱するに至れり。

一八八四年大學は其教學、科學及近世史の第一學位試験科及最終學位科を女子の爲に開放し爾來年々女子の入學を許可し、一八九四年には「バツチェロル、オブア

アツの學位試験を受くることを許可せり。然れども一八九六年の會議は女子に大學學位及其造詣に相當する卒業證書を與へられたき申出を拒絶し、前記の改進會は單に二通の證書を下附するに止れり。即ち一は三ヶ年間在學し且、パツチエロル、オブ、アアツに對する課程を秩序的に修了せることの證書にして、一は選擇科目を修了及第せることの證書なり。

牛津にありては劍橋に於けるが如く必ずしも牛津に勉學し又居留する者たるを要せずして大學の諸學校に入學することを得。但初試験レスポンデンス又は地方試験委員によりて同等と認めらるる試験に及第せる者たるを要す。

第三款 「ダブリン」大學

一八六六年「ダブリン」に於いて「アレキサンドラ」大學校設立せらる。是れ女子の高等教育の爲に特に設けられたるものなり。

一八七〇年に至りて「ダブリン」大學は初めて女子に對して特別なる試験を執行せるが未だ之に普通の大學試験を課するに至らず。一八九六年或種の學位試験に

限り女子の受験を許したるも是亦男子と別室に於いて之を課し、確定的に舉行せるにはあらず。一九〇一年に至り初めて女子は男子と全く同様の學籍試験を課せらるることとなり、一九〇二年十二月「トリニティ」大學校の評議會は法令を以て女子の大學入學を許可すべきことを決せり。

愛蘭王國大學條例に於いては凡べての學位、賞與、給費資格等を男女に通じて等しく之を許可すべきことを規定せり。一八八四年には九人の女子に對して學位を許可し、一九〇〇年には六十五人の女子に對して之を許可せり。

一八八二年には「ベルファスト」の「クエエンス」大學校は女子の在籍者に對して其學位科の講義を開き、後他の二大學校亦之に倣へり。

「セント、メリイ」大學校及「ロレット」女子高等學校は加特力大學と關係を有するものなり。

「アレキサンドラ」大學校、「グイクトリア」大學校、「ロシエル」セメナリイ「教習所」は「セントメリイ」大學校と同じく何れも王國大學の試験に對する準備學修の重要なる機關とす。

第八章 北米合衆國

第一節 女子の中等教育

北米合衆國に於ける中等教育機關は概して之を謂へば八ヶ年の小學校の上に
接續する四ヶ年の高等學校及「アカデミイ」是れなるが、其多くは男女共學制のもの
にして女子の中等教育機關として特別なる系統を成すものなし。

「アカデミイ」は其創設の當時にありては凡べて男女共學なりしが、十九世紀の初
葉に至りて特に女子の爲に設けられたるものあり、爾來今日に至るまで次第に此
種の女子學校の數を増加せり。一八二六年「ボストン」に於いて公立の女子高等學校
設立せられしが費用の過大なりしより間もなく廢止せられ、一八四三年「ロウド、ア
イランド」なる「プロヴィデンス」に於いて設立せられたる男女共學制の高等學校は
此種の學校の最初のものにして爾後設立の高等學校は多くは混合學校なりとす。
一八九七年に於ける各種中等學校數左の如し。

公立高等學校

五一〇九

各種校數

共學制

女子修學者の多き理由

此國に於いては女子の中等學校修學者の數男子に比して却て大なり蓋し是れ此國に特有なる現象にして男子が小學修了後直に商工業界に於いて相當の地位を獲得し得るに反し、女子は斯る機會を得ることなく更に其學修を續けて以て其力を國民教育の方面に致さむと志す者多きに因る、乃ち一八九八年の集成に係る統計を左に表示すべし。

各種中等學校	公立		私立		合計
	公立	私立	公立	私立	
男子高等學校	三五				三五
女子高等學校	二六				二六
混合高等學校	五〇四八				五〇四八
私立高等學校、アカデミー及其他	二一〇〇				二一〇〇
男子中等學校	三五一				三五一
女子中等學校	五三七				五三七
混合中等學校	一一二二				一一二二
各種中等學校	五三一五		一九九〇		七三〇五

學科	學員數		學生數		大學志望學生數	古典科	學科	學科	
	男子	女子	男子	女子				男子	女子
學員數	一、七九四一								
學生數	八五四二		四四、九六〇〇						
大學志望學生數	九三九九		一〇、五二二五		五、二一七五				
古典科			五、二一七五		五、三〇五三				
學科			二、六六九三		二、六六九三				
學科			一、六三六一		一、一二二八				
學科			五、二二三三		五、二二三三				
學科			一、〇三三二		一、〇三三二				
學科			七四二九		七四二九				
學科			二九〇三		二九〇三				
合計	二、七二九八		五五、四八二五		三一、三四六六				
合計	一、二六一七		二四、一三五九		七、七七五九				
合計	一、四六八一		三、三三三三		四、四二九六				
合計	二、七二九八		二、四七〇三		一、九五九三				
合計	一、九四八五		三、三四六三		一、九四八五				
合計	一、三九七八		一、三九七八		一、三九七八				

一八九八年卒業級生數		一、二一四八		六、五一七〇	
男	女	男	女	男	女
一、九二四七	三、三七七五	六三〇二	五八四六	二、五五四九	三、九六二一
一、四五五二	一、四五五二	五三八八	一、九九四〇	一、〇三二七	九六一三
六六九九	七八五三	三六二八	一七六〇		
卒業級大學志望者數					
男	女				
七八五三	一七六〇				

六五四

前述の混合中等學校及女子中等學校はやがて混合大學及女子大學校設立の前途をなしたり、乃ち左に女子大學教育の概要を叙ふべし。

(備考)此國中等各種學校の例は調査報告書第二卷中等教員養成の研究第一篇第八章第一節に之を摘録せり。

第二節 女子の大學教育

第一款 男女共學主義の學校

北米合衆國に於いて女子が男子と同様に混合學校に入りて國民教育を受くることとなりしは既に百有餘年來のことにして公立高等學校に於いても夙に男子と共に女子の入學を許せしこと前節に述ぶるが如し。最近五十年以後にありては分科組織の大學及各特立大學校亦男子と同様の條件を以て女子の入學を許可することとなれり。左に先づ男女共學主義の大學に就きて其概要を述ぶべし。

一八三三年「オオベルリン」學院開設せられたるが此學院は夙に既に女子の男子と同様の資格を以て入學し得べきことを規定せり。後一八五〇年に至り此學院は大學組織に變更せらる。一八五三年開設の「アンチオオク」大學校亦女子の入學を許可し、其他「ユタア」大學は一八五〇年に「アイオワ」大學は一八五六年に、華盛頓大學は一八六二年に「カンサス」大學は一八六六年に孰れも女子に對して其門戸を開放せり。

斯の如く女子に對して開かれたる大學は其數に乏しからざれども一般に女子教育の程度は男子のそれに比して甚しく遜色あるを免れず。西部地方にありて右の共學主義を執れる諸學校は孰れも其創業甚だ遠からず、規模の較、劣等なるもの

にして其進歩的なる男女共學の新制は尙未だ東部の保守的諸學校を動かすに至らざりしなり蓋し當時にありて西部の諸學校中「イエエル」若くは「ハアヴァアド」大學と比肩するに足るものは一の「ミシガン」大學あるのみとは一般の定評なりき而して此「ミシガン」大學は其開校後三十年間は單に男子學生のみを收容しつつありしなり即ち此大學が女子の入學を許容せるは一八七〇年にして而して同時に亦女子の大學學位を受くることを許可せり蓋し是れ實に米國に於ける最初の漸行とす。

「ミシガン」大學の例は西部及中部地方の各大學の倣ふところとなり「イリノイ」大學は一八七〇年に「ウイスコンシン」大學は一八七四年に、何れも女子の入學を許可せり斯くて一八七一年以後開設の諸大學は孰れも當初より女子の入學を許せるも「ヴァージニア」「ジョージア」「ルイジアナ」等の最も古き諸大學は今尙男子學生のみを收容しつつあり。

私立大學にして女子の入學を許可せるものの中には「コルネル」大學を以て主要なるものとすべし此校は一八二七年より之を許可せり。

一八七三年「ボストン」大學は其美術科を開設し最初より女子の入學を許可せり。新英蘭の諸大學は敢て之に倣ふことなかりしが一八八三年に至り「マッサチユセツ」工藝學校は女子の入學を許可せり又「メェン」大學は一八七二年に女子學生を收容したるも是等の外は新英蘭に於いて女子の高等教育に對する特別なる施設と認むべきものなし之に反し西部地方にありては殆ど凡べての大學は女子の入學を許可し、羅馬加特力教會の經營に係る諸大學を例外とするのみなるの勢を呈し來れり。

第二款 特立女子大學校

女子の爲に特に設けられたる特立大學校は其數甚だ多く且つ次第に増加しつつあり但學位級を有する女子大學校は從來唯一の「プリン、モオル」校あるのみ。

女子大學校中最も古きは紐育州「ブウキイブシイ」なる「ヴァッサアル」女子大學校にして一八六五年「マシウ、ヴァッサアル」之を設立す現に百餘萬弗の基本金を有し約六百の學生を收容せり。

例二

「マツサチツセツツ州」ウエルスレイ「大學校は一八七五年「ヘンリイ、デュラント」の寄附に依りて設立せられ、學生約六百五十を算す。

六五八

例三

「ノルザンプトン」の「スミス」大學校は一八七五年九十萬弗の寄附金を以て開設せらる。是れ女子大學校中最大のものにして學生約一千名に上れり。

例四

「ペンシルヴァニア州」の「プリンモオル」大學校は女子をして男子同様の大學教育を受けしめむとの目的を以て開かれたるものにて、一八八五年一百万弗の寄附金を基礎として設立せらる。現に學生約三百名ありて内約六十名は學位志望者とす。

第三款 大學の一部たる女子大學校

此國には亦英吉利の劍橋及牛津に於ける女子學校の組織に倣へる女子大學校あり。

例一

「マツサチユセユツ州」ケンブリッジに於ける「ラッドクリッフ」大學校は「ハアヴアアド」大學に編入せられ而して尙獨立の會計を有し特別經營機關を有し學位稱號の如きも亦自ら區別せらる。又豫科の學修は「ハアヴアアド」大學に於けるもの、外

例二

「ラッドクリッフ」大學校に於いて別に之あり、此女子大學校は約四十萬弗の基本金を有し四百名の學生を收容せり。

例三

紐育市に於ける「バルナルド」大學校は「コロンビア」大學の女子豫備校たり、而して其稱號經營機關等は凡へて「コロンビア」大學のものを襲用せり。
「ブラウン」大學の女子大學校は一八九二年に開設せらる。試験は男女共同に行はる。此女子大學校の卒業生は「ブラウン」大學の卒業級に直に入學するを得るものとす。

第四款 教科目

女子教育の内容たる教科目に就きては屢論議せらるゝことなるが其多くは國立の農業若くは工業専門學校の課程を準用すべしといふに一致せり、但此場合にありては農業化學及理論物理學の如きは食養化學の如き教科目を以て之に換ふべく、其他田圃工場等に於ける勞作に對しては家事の實地演習を課すべく、園藝の如きに對しては裁縫科、動物學に對しては人體生理學等の科目を課すべく、而して

此外に文學、音樂、美術等の科目を採用すべきものとす。現に「ミシガン」及「カンサス」の
大學校にては此制を用ゐつゝありて其結果は一般に注意せらる。

六六〇

第九章 男女共學問題

緒言

男女共學とは程度の較々高き學校に於いて男女を同一教室に教授するを謂ふものにして、恰も一家族の兄弟姉妹が家庭にありて父母より同一の數化を受くるが如く學校教育に於いても兩性の間に何等の障壁を劃することなくして、智情意の總べてに互る全人格の教養を期するものなり。斯の如き學校は之を混合學校コングレガトリーと名く。

第一節 沿革

現今行はるる混合學校の起源は北米合衆國に存せり。初め歐洲より同地に殖民せる者は種々なる關係に於いて彼等が馴習し來れる舊世界の文明の外に新なる様式を開拓せんことを企て、其子女の教育に就きても從來の規繩を無視して新しき制度に據れり。蓋し當時合衆國に於ける學校は今日に見るが如く國士若くは官

米國

吏の養成を目的とするにあらず、別に彼等移住民が其本土に於いて修得せる國民教育を維持保存せんが爲のものなりしを以て、此實情より彼等が男女の混合學校を創始せるは學理的基礎に據れるにあらずして實際上の必要而して主として經濟上の關係よりせるものなることを察すべきなり。

歐洲に於いては右と事情を異にし基督教の諸校は猶太の豫言者學校プロフェツ、シユラ及希臘羅馬の哲學者學校フィロソフ、エウクレに其發端を有する所謂僧園學校クレスク、エウクレの發達せるものにして、元來其目的は教師僧侶の養成に存し専ら男子に對してのみ開かれたるものなりき、其後學校の目的は變じて國家の官吏養成に存することとなりしも其男子に對してのみ開かるるものたることは依然たり、然るに輓近女子の活動の範圍の稍く擴張せらるると共に始めて其智的教育の急要を認めらるるに至りしも、千有餘年來の因襲の結果は女子の男子學校入學に想到する者なく、別に女子學校を興して以て今日の并行制を見るに至りしなり。

歐洲にありて夙に共學制を採用せるものは瑞典なり、但其起因は米國に於けるが如く専ら經濟上の關係より來るものにあらずして寧ろ男女の品性を向上せし

めんと希望より出づ、蓋し男女兩性の別は自然の設制にして教化の偏立すべからざることを豫想し、之を各別に教育するは却て人間の品性を毀傷する所以なりとなすなり、而してこはやがて歐洲に於ける多くの混合學校の據る所となれり。

最近數年來歐洲各國に於いて男女共學制の庶民學校の設立せらるるもの尠からざるも是等は直に混合學校の名稱を冒すべきものにあらず、茲に所謂混合學校は庶民學校に比して較々高等なる教科目を有するものなり、又此混合學校は女子に對する近時の反動的思潮に乗じて所謂女子の解放を目的とし、社會的將た政治的に男女間の障壁を全く破壊し去らむとするものにもあらず、現時歐洲に於ける所謂瑞典式男女共學の主張は單に學校を以て善良なる家庭と同様なる教化の場となし、男女性能の相關的陶冶に由りて心身の完全なる發達を期せむとするに存するなり、是を以て混合學校は家庭に於ける教育が父と母とに依りて成さるるが如く男教員の外に女教員を用ひ、書籍の學習にのみ専らならずして身體の勞作を重んじ、各生の資質に應じ教科の選擇を許せり、今瑞典式混合學校の綱領とするところを列舉すれば左の如し。

- (一) 男女を共同的に教育して生徒の徳性の養護に注意すること
- (二) 悟性の養成と共に品性の向上を期すること
- (三) 生徒の自意的活動の範囲を次第に擴大すること
- (四) 個人的稟賦を發達せしむること
- (五) 教授時間を制限して實地の勞作に充つること
- (六) 各教科目の選擇を許すこと
- (七) 生徒の精神の發達に應じて學科を部別すること
- (八) 教授法に改良を加ふること

第二節 「ストックホルム」に於ける「バルムグレ ンスカ混合學校」

現時北歐諸國に行はるる混合學校は凡べて其範を「ストックホルム」に於ける「バルムグレスカ」混合學校に取れるものなり。茲に此校の現況を略叙すべし。

「バルムグレンスカ」混合學校は一八七六年の創設に係り十二學年級(内三學年は

豫科級)より成る私立學校なり。此校は大學入學に必要な中等教育完了試験の特權を有し、正則中學、實科中學並に高等實科學校の總べてを包括して年齢六歳より二十歳に至る生徒約三百名を收容せり。而して此生徒の約半數は女子にして各級とも男子と同一の教室に於いて同様の授業を受く。

此校は一八八八年其第一回の中等教育完了試験を執行せるが是れ歐洲に於いて此種の混合學校に修業せる男女に對して施されたる最初の完了試験たりしなり。

此校は年々政府より一萬句クローナの補助金を助く。

第三節 各國に於ける男女共學制度

右の「バルムグレンスカ」混合學校の範に倣うて設立せられたる最初の學校は一八八〇年芬蘭「ヘルシングフォルス」に於いて牧師「プロベルグ」に依りて創設せられたる「ニアスヴェンスカ、レログヴェルケット」なりとす。是より混合學校の思想は同國の上下に遍く流行せるが遂には専ら經濟的及政治的關係より之を必要とする

に至れり蓋し同國が露國の羈絆を脱せんとするより國粹發揚の機關として各地に學校の設立を促せるが、男女各別學校を設くる資力なき處にては混合學校の組織を學びて此要求に應せしなり。那威亦是と相似たる關係の存するありて各地に混合學校の設置を見、最近に至りて男子學校の上三級のみ共學制に據れるもの亦試みらる。

混合學校か瑞典に於いて最も夙く設立せられたるは前述の如くなるが其國家の經營に係るものは最近に至るまで未だ之あらざりき、抑同國國會に於いて男女共學制採用の建議ありしこと一再ならざりしも毎に否決せられたり、是れ道德風紀の問題を悞れしに因るにあらず、同國に於ける男子學校が常に收支相償はざるより女子をして之に入らしむることが益國家の負擔を大ならしむべきことを憂へてなり。但私立の所謂「サムスコラ」は盛に設けられ男女共學の思想は深く此土に其根柢を有するものなりしを以て一九〇四年に至り議會は竟に國民の輿望に従うて十四の都市に國立混合實科學校を建設すべき規則に賛成せり。丁抹に於いては教育上より共學に關し是非の論尙盛なるが多くの州立及私立の混合學校は現

に設けられつゝあり、獨逸亦同様にして「オルデンブルグ」にては實科學校「バアデン」及「ウエルテンベルク」にては正則中學及高等實科學校等何れも男女生徒の入學を許可せり、之を要するに新敎國に於いては混合學校の發達は現時の勢にして之に反して舊敎國の教育家は尙兩性の區別を主張しつゝありと言ふを得べし。

女子の専門學校入學も近時稍く盛なるに至れり、米國に於いては久しく女子の大學に入ること禁せしが現今は多くの大學に於いて自由に其講堂に出入しつゝあること前章に述ぶるが如し、歐洲の各國に於いても瑞西にありては一八六四年に、瑞典にありては一八七〇年に夙に女子の大學入學を許可し、其他現に多少の程度に於いて之を許さざるものなし。

第五卷 通俗教育に関する取調報告

緒言

今本篇を公刊するに際し曩に文部大臣具申せしに添へたる序詞を以て緒言に代ふ。

「命に依り急速に小官が第二次歐米巡回視察の際に通俗教育に關し視察せる所の梗概を筆記して瀏覽に供す。」

本篇録する所の外圖書館事業の如き、大學普及事業の如き、教會講演事業の如き、庶民高等學校の如き、亦皆通俗教育に關係あり、殊に歐米各國に於ける新聞記者の養成簡選及新聞紙の行政的監督の如き尤も通俗教育と密通の關係あれども今急速報告を要する際なるを以て皆之を省けり、是等は或は他日必要に應じて更に具申する所あるべきか。

篇末聊か鄙見の一端を録して結語に代ふ、多少參酌の榮を賜はらば幸甚。

明治四十四年五月十八日

第一節 瑞典國「ストックホルム」通俗教育協會

本協會は通俗教育の爲に四種の事業を爲す。
第一、派遣講演

此事業は本協會のみならず此國に於ける種々の團體又は町村に於て盛に之れを營む。是等の團體又は町村に對して國庫より補助金を與ふ。但し町村若くは團體は此補助と同額以上の支出をなさざるべからず。乃ち本協會の事業に對する國庫補助は二千句（クローネ）二句は我五十七錢餘なり。

講演の材料として幻燈を使用す。幻燈は一題目一組數十枚より成り、各地方には五句の損料を以て之を貸與することを得。僻地にして講師の出張不可能なるときは添ふるに一冊の講話書を以てす。こは學者専門家の講話の筆記を潤飾せるものにして地方の小學教師等聽衆の前に之を講讀しつゝ、幻燈を示し茲に立派なる講話會を開くを得。幻燈の題目は五年前には日本に關するもの最も需要あ

第二 派遣博物館

りしといふ。

是は運搬又出張博物館ともいふべし。探險者、ノルデンスキョルドの子息が「コンゴ」より其民族に關する材料を持ち歸りしが基となりて三年前之を造り出せり。此因縁により凡そ派遣博物館は一般に人種學に關する物件を主とす。其構造は旅客の用ふるが如き行李八個より成り、重量總體百六十貫に達し標本及繪畫を包有す。其運搬に關しては未だ鐵道と何等の特約あるなし。大抵巡回の個所二三ヶ所にして六ヶ月に達するときは必ず一回協會の本部に送り還し此處に於て専門學者の監査を受け破損若くは殘缺を補充をなすことを要するものとす。

第三 派遣文庫

文庫の箱の大きは我新潟縣積善組合巡回文庫の半面丈に當り、一個處停留の期間は普通三ヶ月とし、場處は瑞典全國に渡る。但し文庫は要求に應じて之を派遣し、一ヶ月二句三ヶ月六句の損料を徴收す。運賃は巡回地方自治體又は團體と本協會と折半負擔とす。文庫の種類は各種専門文庫九種と、一般文庫一種とより成

第四 通俗圖書館

り現在の類は五十餘個あり、本會所有以外のを合せて全國にては三百餘個に達す。此事業に對し國庫より本協會は千五百句の補助を受く。此事業は未だ巡回文庫を以て稱すべからず、予の設計考案に係る我積善組合巡回文庫の仕組に比し甚だ單純なりといはざるべからず。但し是は既に十餘年來の事業なりとす。

第五 機關雜誌

名稱を「通俗圖書館雜誌」といひ、每三ヶ月一回之を發刊す。

參考資料(瑞典語)

機關雜誌「通俗圖書館雜誌」

通俗講演會及國庫補助金目錄

派遣講演目錄

幻燈附屬派遣講演書

派遣博物館規則

第一節 瑞典國「ストックホルム」通俗教育協會

第二節 獨逸國通俗教育普及協會

資産

本協會は一八七一年の創設に係り、最近十年間に於て事業及會員は三倍せり。資本は土地其他の財産にて八十萬馬^{（一馬は我四）}を有し、収入は（一）會員の會費（二）書籍貸出料（派遣文庫の損料）（三）書籍賣上高各出版業者より卸値段又は一層の割引を以て購入し之を各地の圖書館に賣捌くの利益（四）寄附金（従前は國庫より二萬馬の補助金ありしが今は廢止せらる。目下は皇室より三千馬づつの下賜金、柏林市より三百馬の寄附金を始とし其餘個人的寄附金あり）の四類より成る。會員は個人よりも團體即ち各地方自治體教育會圖書館を多しとす。其數、最近十年間に四千餘より一萬一千餘に進めり。役員は幹事長一人、其下に三十五六名の書記及使丁を役す。書記は多くは女子にして雜務一切に當る。其他製本員十人あり。

會員

派遣講演

第一、派遣講演。

派遣講演講師目錄節末參看あり。此冊子には講師の資格、其専門學科、其得意なる主なる講演題目、其謝儀、其招聘に應じ得る時日等を詳細に記し、人名別専門別題目別に排列編纂す。各地方自治體若くは團體是等は本協會の會員たりは此冊子に據りて其希望を協會本部に申込む。然るときは協會本部は幾分謝儀の補助を以て適當に講師を派遣す。派遣講演は冬季に最も多しとす。

派遣幻燈

第二、派遣幻燈。

派遣幻燈目錄あり、數十枚を一組とし説明書一冊を附す。派遣に際して往々更に詳細を加ふべき參考書をも併せ貸附す。各地方自治體若くは團體は幾分其題目に應ずる智識に接近せる教師等をして之に據りて講演を爲さしめ、つゝ會衆に幻燈を示すものとす。派遣幻燈は冬季に限り貸出期限も亦短し、此事業に添へて又派遣活動寫眞あり、其實用の方法等すべて派遣幻燈に準ず。

巡回演劇

第三、巡回演劇。

巡回演劇は本協會の世話に頼りて成立したるものにして、今も本會の監督の下にあれども經濟は別途なり。伯林「シルレル」座も由來は如斯なりしなり。巡回演劇